

新構造設計特記仕様 その2

※修正箇所は下線を引くこと
適用は ■ 印を記入する。

9. 鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート

鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS 5 2015 による。

(a) コンクリートの仕様

本仕様書では、JASS 5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリート」と定義し、表9.1に示す様に設計基準強度が36N/mm²以下のコンクリートについてはJASS5の3節～11節を適用し、36N/mm²を超えるコンクリートについてはJASS5の17節（高強度コンクリート）を適用する。また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正值から定める調合管理強度以上とし、発注するレディーミクストコンクリートの呼び強度が表9.2に示すJIS規格外となる場合は、法第37条の大臣認定を受けた製品を用いる必要がある。軽量コンクリートについてはJASS 5の14節によること。

表9.1 コンクリート圧縮強度(N/mm²)に応じた仕様書の使い分け

設計基準強度 F _o	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60
JASS 5での区分	普通コンクリート							高強度コンクリート							

表9.2 レディーミクストコンクリートのJIS規格品

調合管理強度(N/mm ²)	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	60超
----------------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

呼び強度 (JIS規格品)	21	24	27	30	33	36	40	42	45	50	55	55	60	60 ※
---------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	------

※印は規格外

(b) 品質と施工

- 構造体の計画供用期間の級は特記による。特記が無い場合は標準とする。
 - 標準
 - 長期
 - 超長期
- コンクリートは JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するJIS認証工場の製品とする。
- 設計基準強度が 36 N/mm²を超えるコンクリートを扱うレディーミクストコンクリート工場は、「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。
- レディーミクストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンクリート主任技士またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならない。
- 施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調合・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し、工事監理者の承認を得ること。
- フレッシュコンクリートの流動性は、スランプまたはスランプフローで表し、設計基準強度が 36 N/mm²以下 33 N/mm²以上の場合スランプ21cm以下、33 N/mm²未満の場合スランプ18cm以下とし、設計基準強度が36 N/mm²超 45 N/mm²未満の場合はスランプ 21 cm以下またはスランプフロー 50 cm以下、設計基準強度が 45 N/mm²以上の場合スランプ 23 cm以下またはスランプフロー 60 cm以下とし、特記による。
- コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量として 0.3 kg/m³以下とする。
- コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として120分を限度とする。
- コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。
- 打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。
- 打込み後の湿潤養生の期間は、セメントの種類および設計基準強度に応じて3日以上とする。

(c) 調合および構造体コンクリート強度

1) 高強度コンクリート

- 調合強度を定めるための基準とする材齢は、特記による。特記のない場合は 28日とする。
- 構造体コンクリート強度を保証する材齢は、特記による。特記のない場合は 91日とする。
- 構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。
 - ① 標準養生した供試体による場合、調合強度を定めるための基準とする材齢において調合管理強度以上とする。
 - ② 構造体温度養生した供試体による場合、構造体コンクリート強度を保証する材齢において設計基準強度に 3 N/mm²加えた値以上とする。
- 調合管理強度は、以下による。
$$H F_m = F_o + m S_n \quad (N/mm^2)$$
$$H F_o : \text{高強度コンクリートの調合管理強度 (N/mm}^2)$$
$$F_o : \text{コンクリートの設計基準強度 (N/mm}^2)$$
$$m S_n : \text{高強度コンクリートの構造体強度補正值で JASS 5 による。}$$
- 調合強度は標準養生供試体の圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。
$$H F \geq H F_m + 1.73 \sigma_H \quad (N/mm^2)$$
$$H F \geq 0.85 H F_m + 3 \sigma_H \quad (N/mm^2)$$
$$H F : \text{高強度コンクリートの調合強度 (N/mm}^2)$$
$$\sigma_H : \text{高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm}^2) \text{ で、レディーミクストコンクリート工場の実績による。実績がない場合は、} 0.1(F_o + m S_n) \text{とする。}$$

ii) 普通コンクリート

- 調合を定めるための基準とする材齢は、原則として 28日とする。
- 構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。

表9.3 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準

供試体の養生方法	試験材齢 ⁽¹⁾	判定基準	
		標準養生 ⁽²⁾	コア
	28日	X ≥ F _m	X ≥ F _q
	91日	X ≥ F _m	X ≥ F _q

ただし、X：1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値 (N/mm²)

F_m: コンクリートの調合管理強度 (N/mm²)

F_q: コンクリートの品質基準強度 (N/mm²)

[注] (1) 早い材齢において試験を行い、合否判定基準を満たした場合は、合格とする。

(2) 工事監理者の承認を得て、供試体成型後、翌日までは20±10℃の日光および風が直接当たらない箇所、乾燥しないように養生して保管することができる。

* 標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることのできる。その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合、3個の供試体の圧縮強度の平均値が調合管理強度以上であり、平均気温が20℃未満の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値から 3 N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

* コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場封かん養生供試体によることのできる。その場合の判定基準は材齢28日を超え91日以内のn日において3個の供試体の圧縮強度の平均値から 3 N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

■ 調合管理強度は、以下による。

$$F_m = F_o + m S_n \quad (N/mm^2)$$

F_m : コンクリートの調合管理強度 (N/mm²)

F_q : コンクリートの品質基準強度 (N/mm²)

m S_n : 標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度と構造体コンクリートの n 日における圧縮強度の差による構造体強度補正值 (N/mm²)

■ 調合強度は標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。調合強度を定める材齢 m 日は、原則として 28日とする。

$$F \geq F_m + 1.73 \sigma \quad (N/mm^2)$$

$$F \geq 0.85 F_m + 3 \sigma \quad (N/mm^2)$$

F : コンクリートの調合強度 (N/mm²)

σ : 使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm²) で、レディーミクストコンクリート工場の実績による。実績のない場合は 2.5N/mm²、または 0.1F_m の大きい方の値とする。

(d) 検査

- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（一財）国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し、工事監理者の承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合 1日 1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
- スランプの許容差は普通コンクリートの場合、スランプが 8cm以上18cm以下の場合±2.5cm、21cmの場合±1.5cm（呼び強度27以上で高性能AE減水剤を使用する場合は±2cm）とする。高強度コンクリートの場合は、スランプが 18cm以下の場合±2.5cm、21cm以上の場合±2cmとし、スランプフローの許容差は、目標スランプフローが 50cm以下の時は±7.5cm、50cmを超える時は±10cmとする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢 28日で行い、1回の試験は、打込み区ごと、打込み日ごと、かつ 150m²またはその端数ごとに 3個の供試体を用いて行う。3回の試験で 1検査ロットを構成する。高強度コンクリートでは、打込み日かつ 300m²ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロットにおける試験回数は 3回とする。検査は適当な間隔をあげた任意の 3台のトラックアジテータから採取した合計 9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生とする。
- 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み区ごと、打込み日ごと、かつ 150m²またはその端数ごとに 1回行う。1回の試験には適当な間隔をおいた 3台の運搬車から 1個ずつ採取した合計 3個の供試体を用いる。高強度コンクリートでは打込み日、打込み区かつ 300m²ごとに行う。検査には適当な間隔をあげた任意の 3台のトラックアジテータから採取した合計 9個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS5による。構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c)調合および構造体コンクリート強度による。
- コンクリートの試験は、「建築物の工事における試験および検査に関する東京都取扱い要綱」第4条の試験機関で行うこと。

試験・検査機関名	(都知事登録 号)
代行業者名	(登録番号 号)
代行業者とは、試験・検査に伴う業務を代行するものを言う。	
- **コンクリートの試験は、公的機関または工事監理者が承認した試験業者及び建築主事が定める機関とする。**

(2) 鉄筋

(a) 施工

- 鉄筋はJIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋格子は、JIS G 3551 (溶接金網および鉄筋格子) に適合するものを用いる。
- 高強度せん断補強筋は、技術評価を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。
- 鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「新 鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)～(3)」による。
- 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と使用箇所を定め特記による。

表9.4 鉄筋の継手

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級			鉄筋の径	使用箇所	
	(1) 引張力最小部位	(2) (1)以外の部位(注)				
		A級	B級	SA級		
■ 重ね継手	標準図による	/			■ D (16) 以下	床版、壁 他
■ 圧接継手	■ 告示1463号第2項各号	□	/		■ D (19) 以上	柱・梁・基礎梁 他
□ 溶接継手	□ 告示1463号第3項各号	□	□	□	□ D () 以上	
□ 機械式継手	□ 告示1463号第4項各号	□	□	□	□ D () 以上	

[注] (1) (1)以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等を取付した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手使用基準 (建築物の構造関係技術基準解説書 2015) 』によって検討した部材の条件・仕様によること。

- 機械式継手および圧接継手および溶接継手は（公社）日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」による他、所要の品質が得られるように工事計画および工事管理計画を定めて、工事監理者の承認を受ける。
- ガス圧接の施工は、強風時または降雨時には原則として作業を行わない。ただし、風除け・覆いなどの設備をした場合には、工事監理者の承認を得て作業を行うことができる。
- 圧接技量資格者は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格性証明書を工事監理者に提出し、承認を受ける。
- 機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には信頼できる機関による性能証明書等を取付した定着金物を用いる。

(b) 検査

継手部の検査方法

各継手工法ごとの検査は平12建造1463号による他、具体的な検査方法は、（公社）日本鉄筋継手協会の仕様書を参照のこと。

表9.5 継手の検査

鉄筋継手工法	検査の種類	検査数量	試験方法
圧接継手	■ 外観検査	全般	目視又は計測
	□ 超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり ()箇所又は()%	JIS Z 3062:2014による
溶接継手	■ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり (3)箇所又は()%	JIS Z 3120:2014による
	□ 外観検査	全般	目視又は計測
機械式継手	□ 超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり ()箇所又は()%	JRJS 0005:2017による
	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり ()箇所又は()%	JIS Z 2241:2011による
機械式継手	□ 外観検査	全般	目視又は計測
	□ 超音波測定検査	抜取り1検査ロット当たり ()箇所又は()%	JRJS 0003:2017による
機械式継手	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり ()箇所又は()%	JIS Z 2241:2011による

[注] 1 抜取り1検査ロットは、同一作業班が同一日に作業した継手箇所200箇所程度とする。

[注] 2 ガス圧接部分の検査を超音波探傷検査によって行う場合、最初の数ロットについては引張試験も併用し、1回の引張試験は5本以上とする。

□ 鉄筋の継手の試験・検査は、「要綱」第4条の試験機関、又は第8条の検査機関で行うこと。試験・検査機関名 (都知事登録 号)

■ **鉄筋の継手の試験・検査は、公的機関または工事監理者が承認した試験業者及び建築主事が定める機関とする。**

(3) かぶり厚さ

- 最小かぶり厚さは、表9.6に規定する設計かぶり厚さを10mm減じた値とする。
- 設計かぶり厚さは、コンクリート打込み時の変形・移動などを考慮して、最小かぶり厚さが確保されるように、部位・部材ごとに定めるものとし、表9.6以上の値とする。

表9.6 設計かぶり厚さ(単位:mm)

構造体の計画供用期間の級	標準・長期		超長期		
	部材の種類	屋 内	屋 外 ⁽²⁾	屋 内	屋 外 ⁽²⁾
構造部材	柱・梁・耐力壁	40	50	40	50
	床スラブ・屋根スラブ	30	40	40	50
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部材	30	40	40	50
	計画供用期間中に維持保全を行う部材 ⁽¹⁾	30	40	(30)	(40)
直接土に接する柱・梁・壁・床および布基礎の上り部分、擁壁の壁部分					50
					70

[注] (1) 計画供用期間の級が超長期で計画供用期間中に維持保全を行う部材では、維持保全の期間に応じて定める。
(2) 計画供用期間の級が標準・長期および超長期で、耐久性上有効な仕上げを施す場合は、屋外側では設計かぶり厚さを 10mm減じることができる。

- 完成した構造体の各部位における最外側鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
- コンクリート構造体に誘発目地・施工目地などを設ける場合は、建築基準法施行令第79条に規定する数値を満足し、構造耐力上必要な断面寸法を確保し、防水上および耐久性上有効な措置を講じれば上記によらなくても良い。

(4) 型 枠

- 型枠および支保工の存置期間は、昭63年建告第1655号に基づき表による。
- 表9.7 型枠存置日数 昭和46年建設省告示第110号 (昭和63年改正建設省告示第1655号)

種類 部位	せ き 板		支 柱			
	基礎、梁側、柱、壁	スラブ下、梁下	スラブ上		梁下	
セメントの種類	早強ポルトランドセメントA種	普通ポルトランドセメントA種	早強ポルトランドセメントA種	普通ポルトランドセメントA種	早強ポルトランドセメントA種	普通ポルトランドセメントA種
	高炉セメントA種	シリカセメントA種	高炉セメントA種	シリカセメントA種	高炉セメントA種	シリカセメントA種
存置期間の平均気温	5℃以上	5℃～15℃	5℃未満	5℃未満	5℃未満	5℃未満

コンクリートの条件(日)	設計基準強度の50%						
	2	3	4	6	8	17	28
15℃以上	2	3	4	6	8	17	28
5℃～15℃	3	5	6	10	12	25	28
5℃未満	5	8	10	16	15	28	28

※ JASS 5では普通コンクリートの場合計画供用期間の級が標準にあつては 5 N/mm² 以上、長期及び超長期の場合は 10 N/mm² 以上、また高強度コンクリートの場合は 10 N/mm² 以上。

- [注] 1 片持ち梁、梁、スパン 9.0m以上の梁下は、工事監理者の承認による。
- [注] 2 大梁の支柱の盛替えは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。
- [注] 3 支柱の盛替えは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
- [注] 4 盛替え後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
- [注] 5 支柱の盛替えは、小梁が終わってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って盛替えをしてはならない。
- [注] 6 直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱（大梁の支柱を除く）の盛替えを行わないこと。
- [注] 7 支柱の盛替えは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動または衝撃を与えないように行うこと。

7.2 設備関係(2)

- 建築物に設ける給排水その他の配管設備は
 - 風圧、土圧、水圧、地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
 - 建築物の部分貫通して配管する場合は貫通部分にスリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合は伸縮継手又は可換継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管を支持し、又は固定する場合は吊り金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動、衝撃の緩和のための措置を講ずること。
- 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては建設省告示第1389号により風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
- 給湯設備あつては、建設省告示第1388号第5により、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とし、国交省告示第1447号で定められたアンカーボルト等で緊結すること、又は給湯設備の周囲に丈夫な壁または囲いを設けること。

	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事
	図 面 名 称	構造関係特記仕様書 (2)
(株) 共同建築設計事務所	縮 尺	図 面 番 号
	東京新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431	S-002
一級建築士 第242004号 川上俊二	1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号	
構造設計一級建築士 第1815号	管理建築士 鈴木龍治 1級建築士登録第10414号	
	設計者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)

※修正箇所は下線を引くこと

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
 (2) 記号
 d...異形鉄筋の呼び名に用いた数値(径) D...部材の成、又は鉄筋内法直径
 @...間隔 r...半径 C...中心線 l...部分間の内法距離 h...部材間の内法高さ
 ST...あばら筋 HOOP...帯筋 S.HOOP...補強帯筋

2. 鉄筋加工

(1) 鉄筋の折り曲げ加工

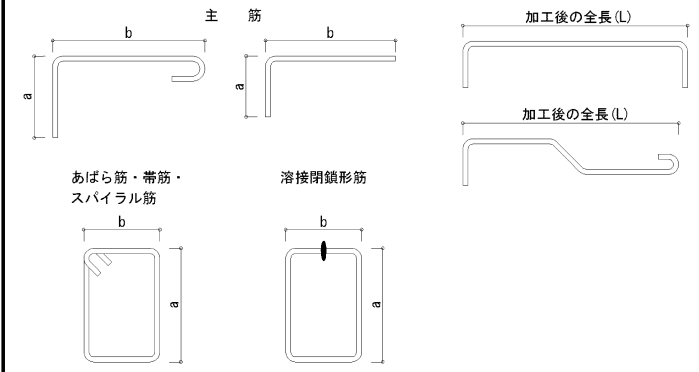
図	折り曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径(D)
180°	180° 135° 90°	SD295A SD295B SD345	D16以下	3d以上
			D19~D41	4d以上
135°	90°	SD390	D41以下	5d以上
			D25以下	5d以上
90°	90°	SD490	D25以下	5d以上
			D29~D41	6d以上

- [注] (1) dは呼び名に用いた数値とする。
 (2) スパイラル筋の重ね継手部に90°フックを用いる場合は、余長は12d以上とする。
 (3) 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は4d以上とする。
 (4) スラブ筋、壁筋には、溶接金網を除いて丸鋼を使用しない。
 (5) 折り曲げ内法直径を上表の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。
 (6) SD490の鉄筋を90°を超える曲げ角度で折り曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。

(2) 加工寸法の許容差

項目	符号	許容差
各加工寸法(1)	主筋 D25以下	a, b ±15
	主筋 D29以上D41以下	a, b ±20
加工後の全長	あばら筋・帯筋・スパイラル筋	a, b ±5
	加工後の全長	L ±20

- [注] (1) 各加工寸法及び加工後の全長の測り方の例を下図に示す。



(3) 鉄筋のあき

異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上、粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mmのうち最も大きい値。
 異形鉄筋のあき: $1 \cdot do + do$

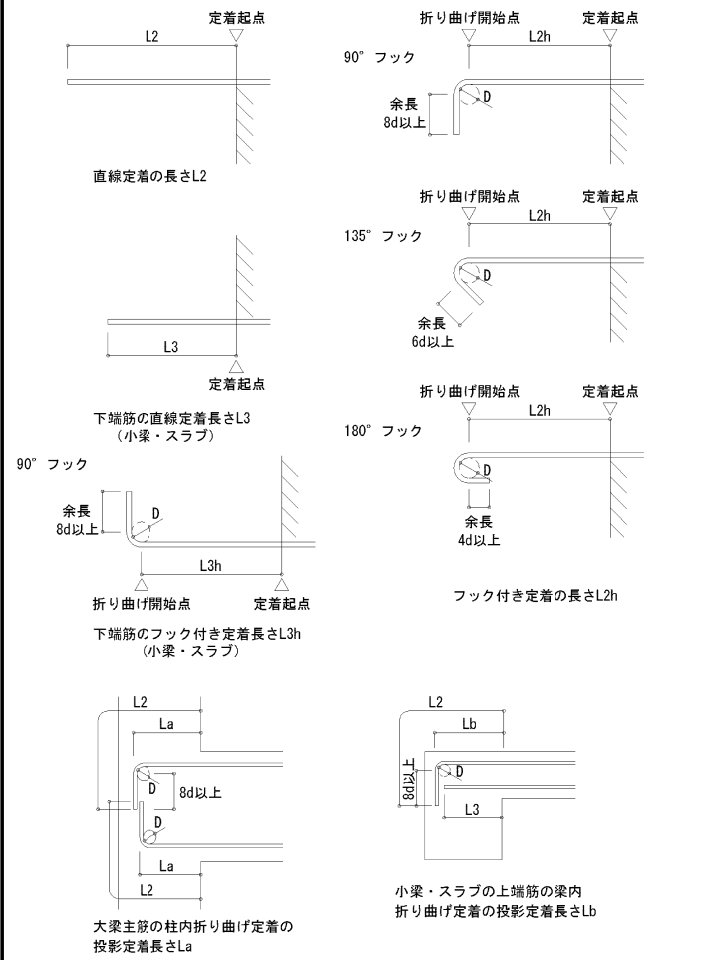
(4) 鉄筋のフック

- a~eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。
 a. あばら筋、帯筋、および幅止め筋
 b. 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)
 c. 柱、梁(基礎梁を除く)の出すみ部分および下端の両端にある場合の鉄筋(右図参照)
 d. 単純梁の下端筋
 e. その他、本配筋標準に記載する箇所

(5) 定着長さ

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	定着の長さ				
		L2 (フックなし)	L2h (フックあり)	La ⁽³⁾	Lb	スラブ下端筋 L3 (フックなし)
SD295A SD295B	18	40d	30d	20d	15d	20d
	21	35d	25d	15d	15d	
	24~27	30d	20d	15d	15d	
	30~36	30d	20d	15d	15d	
	39~45	30d	20d	15d	15d	
SD345	18	40d	30d	20d	20d	10d
	21	35d	25d	20d	20d	
	24~27	35d	25d	20d	15d	
	30~36	30d	20d	15d	15d	
	39~45	30d	20d	15d	15d	
SD390	21	40d	30d	20d	20d	10d
	24~27	40d	30d	20d	20d	
	30~36	35d	25d	20d	15d	
	39~45	35d	25d	15d	15d	
	48~60	30d	20d	15d	15d	
SD490	24~27	45d	35d	25d	—	10d
	30~36	40d	30d	25d	—	
	39~45	40d	30d	20d	—	
	48~60	35d	25d	20d	—	
	48~60	35d	25d	20d	—	

- [注] (1) フック付き鉄筋の定着長さL2hは、定着起点から鉄筋の折り曲げ開始点までの距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は定着長さに含まない。
 (2) フック部の折り曲げ内法直径D及び余長は、「鉄筋の折り曲げ加工」の表による。
 (3) 梁主筋を柱へ定着する場合、水平定着長さがL2h確保できない場合は折り曲げ定着とし、全定着長をL2以上とする。水平投影長さをLa以上とし、余長を8d以上とする。
 (4) 耐圧スラブの下端筋の定着長は一般定着L2とする。



(6) 継手

■重ね継手

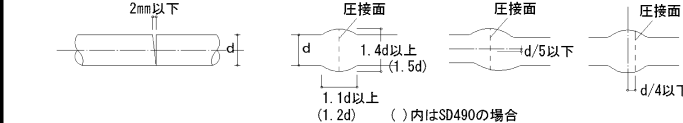
鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	重ね継手長さ	
		L1 (フックなし)	L1h (フックあり)
SD295A SD295B	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24~27	35d	25d
	30~36	35d	25d
	39~45	30d	20d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24~27	40d	30d
	30~36	35d	25d
	39~45	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24~27	45d	35d
	30~36	40d	30d
	39~45	40d	30d
	48~60	35d	25d
SD490	24~27	55d	40d
	30~36	50d	35d
	39~45	45d	35d
	48~60	40d	30d
	48~60	40d	30d

- [注] (1) 表中のdは、異形鉄筋の呼び名の数値を表し、丸鋼には適用しない。
 (2) 直径の異なる鉄筋相互の重ね継手の長さは、細い方のdによる。
 (3) フック付き重ね継手の長さは、鉄筋相互の折り曲げ開始点間の距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は継手長さに含まない。

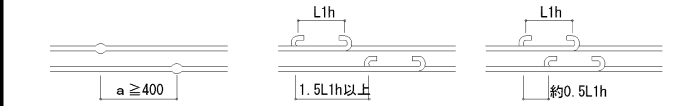
■継手に関する注意点

- 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
- D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
- 鉄筋径dの差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。
- ガス圧接継手の形状、および継手の配置は下図による。

・ガス圧接形状(平成12年建設省告示1463号下図のほか、折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れ下がり及び内部欠損がないもの)



・圧接継手
 ・重ね継手(下図のいずれかとする)フックなしの場合はL1hはL1

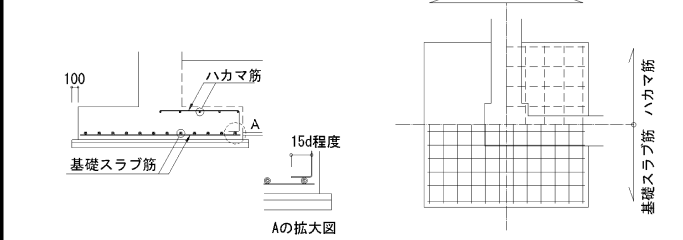


- 溶接継手および機械式継手を用いる場合は、信頼できる機関の評定等を受けたA級継手工法とする。
- 非破壊検査は工事監理者が承認した信頼できる検査機関で行うこと。

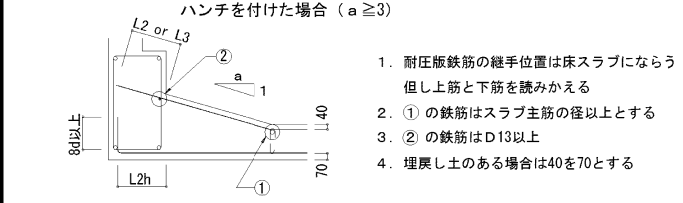
3. 杭・基礎

(1) 直接基礎

①独立基礎

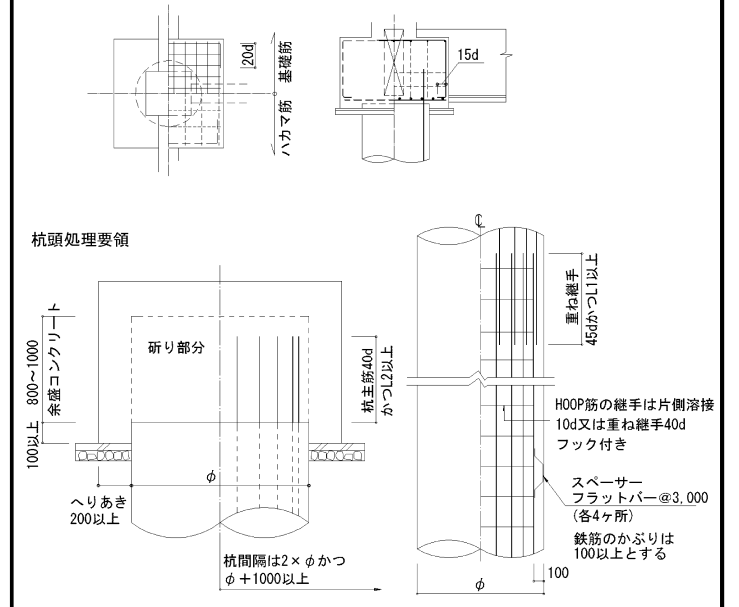


②ベタ基礎

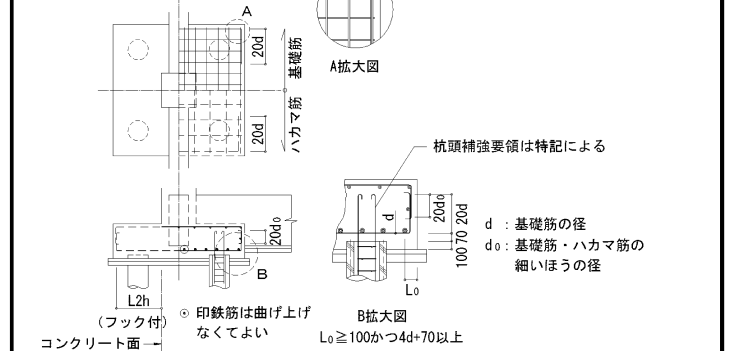


(2) 杭基礎

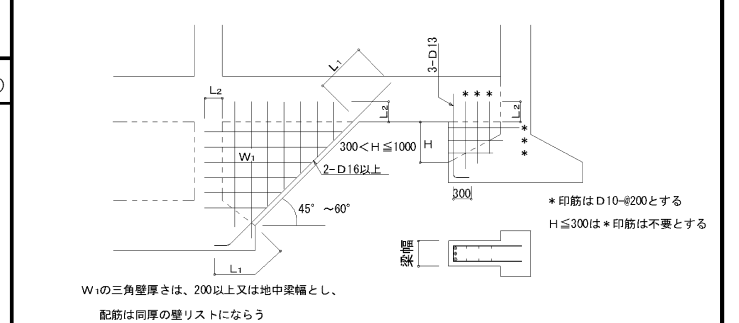
①場所打ち杭



②PHC杭



(3) 基礎接合部の補強



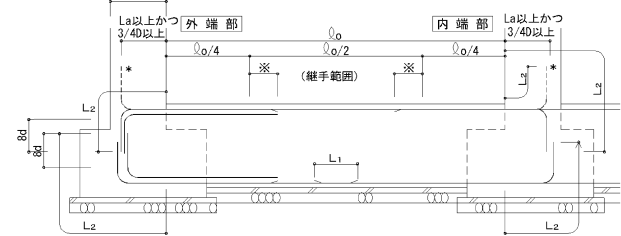
新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)

※修正箇所は下線を引くこと

4. 地中梁

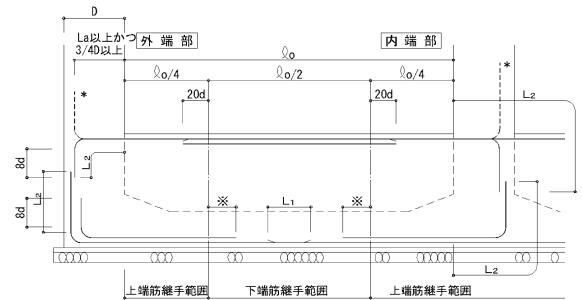
(1) 独立基礎、杭基礎の場合(定着、継手)

(長期荷重が支配的な場合の継手は6.(2)大梁継手位置とする。)*上端主筋の定着は、やむをえない場合、上向きとすることができる。



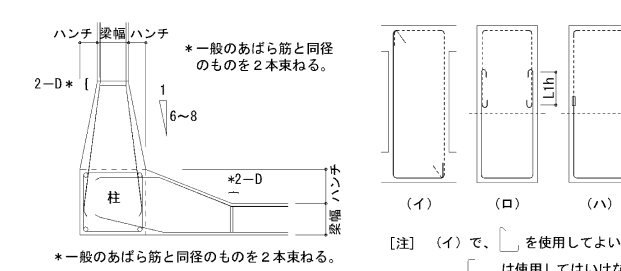
※主筋のカットオフ長さは $l_o/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は6.大梁の項の表6-1による。

(2) 布基礎、べた基礎の場合(定着、継手)



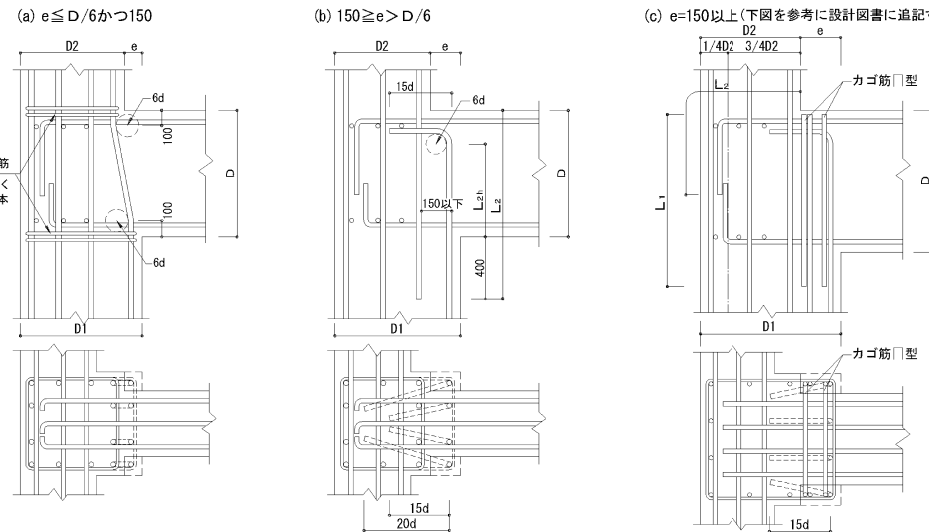
※主筋のカットオフ長さは $l_o/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は6.大梁の項の表6-1による。

(3) 水平ハンチの場合のあばら筋加工要領 (4) せいの高い梁のあばら筋加工要領



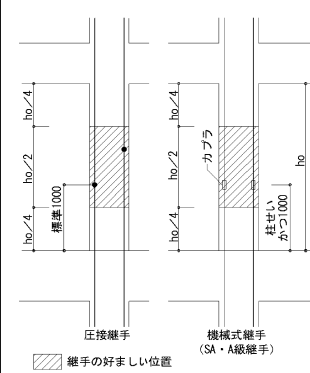
※一般のあばら筋と同径のものを2本束ねる。
 [注] (イ) で、 を使用してよいが、 は使用してはいけない。
 (ロ) では、あばら筋の継手は180°フック付きとする。

(6) 絞り

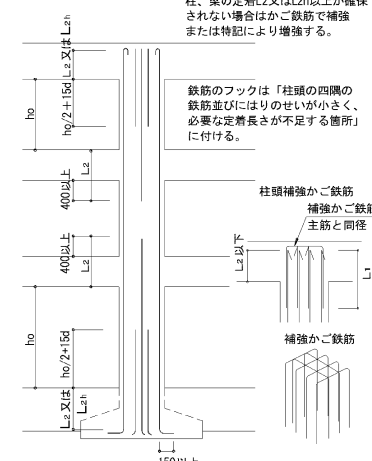


5. 柱

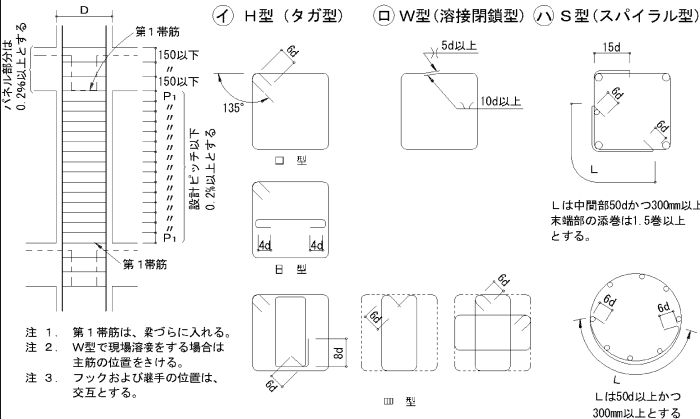
(1) 柱主筋の継手位置



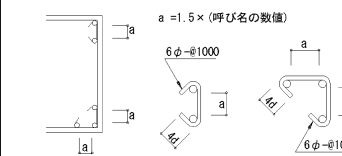
(2) 柱主筋の定着



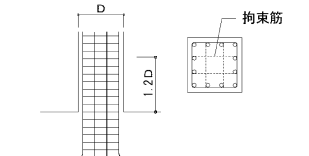
(3) 帯筋



(4) 寄せ筋の保持

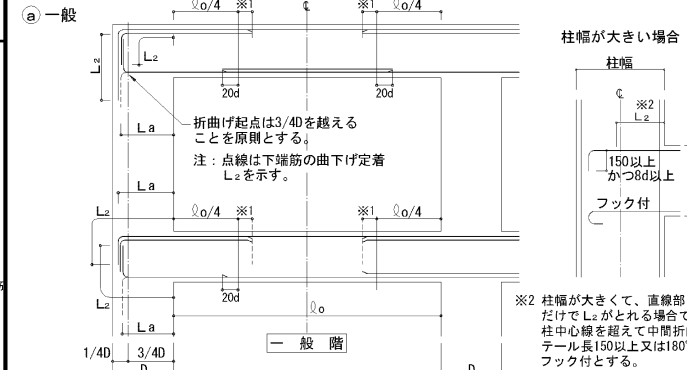


(5) 柱脚部の補強



6. 大梁

(1) 定着



※1 主筋のカットオフ長さは $l_o/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は表6-1による。

(b) ハンチがある場合

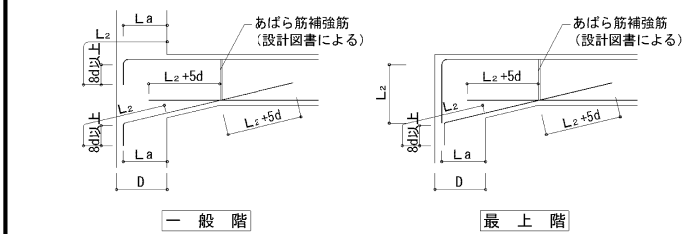
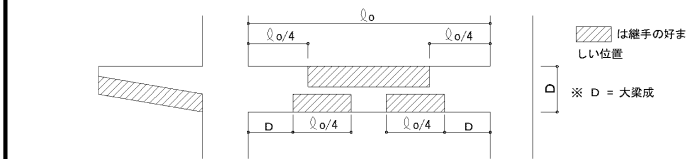


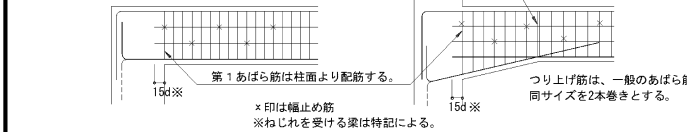
表6-1 特別なカットオフ長さを要する部材 (mm)

部材名	$l_o/4$ に加える長さ	部材名	$l_o/4$ に加える長さ
梁リストによる			

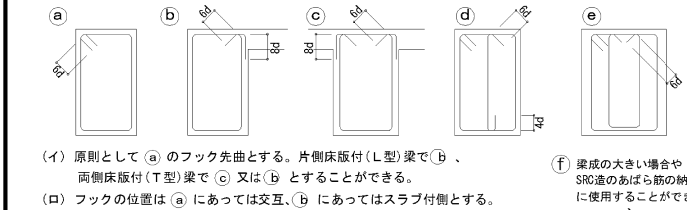
(2) 大梁主筋の継手 (SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による。)



(3) あばら筋、腹筋、幅止めの配置



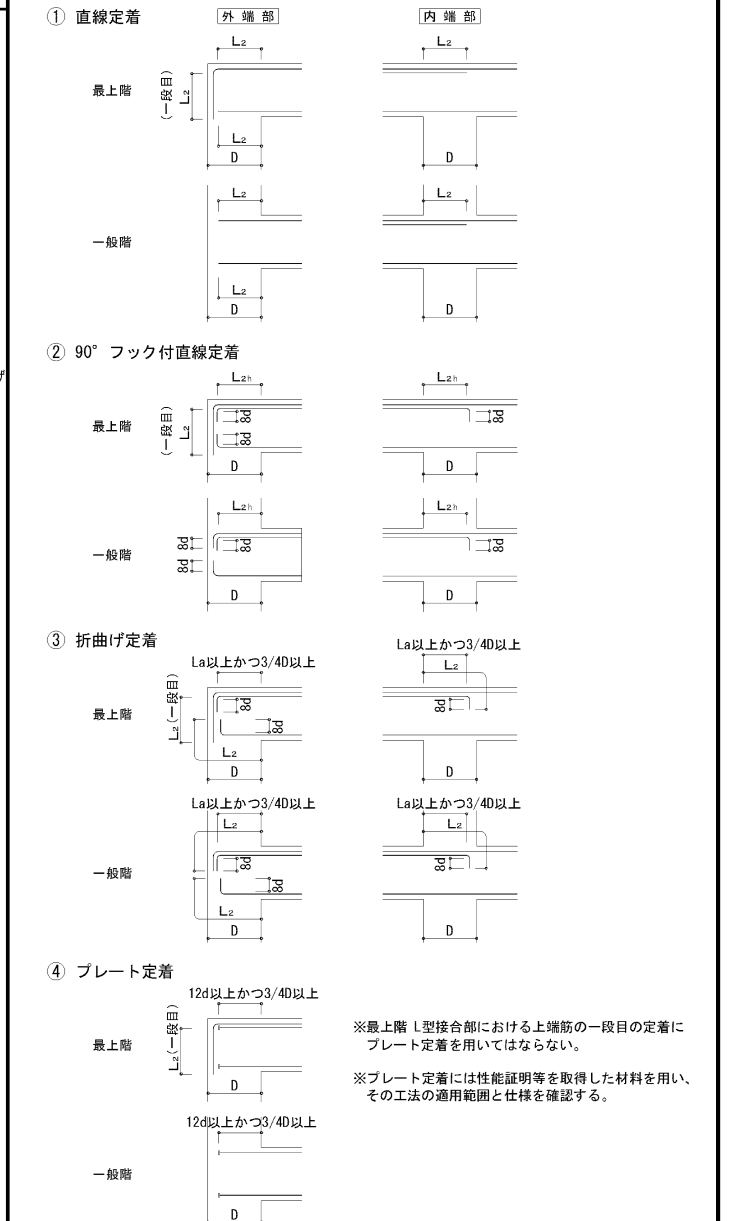
(4) あばら筋の型 (注、床版がない場合は135°以上のフックとする。)



(5) 幅止め筋の本数、加工

腹筋	幅止め筋
D < 600 不要	
600 ≤ D < 900 2-D 10 1段	
900 ≤ D < 1200 4-D 10 2段	
1200 ≤ D D 10 @ 300 以内	
1200 以上 D 13 @ 300 以内	
幅止め筋 D 10 @ 1000 以内で割り付ける	

(6) 梁主筋の定着



新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)

7. 小梁、片持梁

(1) 定着

※固定度を考慮した場合は2/3以上とする。

注) 設計図にカットオフ位置の特記がない場合

① 小梁の定着

② 段差小梁の配筋(連続端の場合)

③ 小梁筋の継手位置

④ 片持梁の定着

8. 床版

(1) 定着および継手

一般床スラブ(四辺固定)

(2) 屋根スラブの補強

補強筋は各3-D13又はスラブ主筋の同一径で $\phi=1500$ とし、上端筋の上に配筋する。配筋の際かぶり厚に注意すること。

※の箇所(入隅)は各階補強する。

(3) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

注) 出隅部の補強筋は、計算により算出する。

(4) 床版開口部の補強(開口の径500以下程度の場合)

床版厚さD	周囲	斜め
$D \leq 150$	各2-D13	各1-D13
$150 < D \leq 300$	各2-D13	各2-D13
$300 < D \leq 500$	各2-D19	各2-D16

注) 設備の小開口が連続してある場合は、縦、横、斜め補強筋とは別に開口によって切断される鉄筋と同じ鉄筋を開口をさけて補強する。

(5) 床版段差

(6) 土間コンクリート

① 軽作業の土間

(7) 釜場

(8) 打継ぎ補強(ダマ穴断面について)

- 設計配筋間隔の1/2ピッチ 長さ2L以上
- 無筋部分D10-φ200 長さ800以上

9. 壁

(1) 定着

① 梁に

② 柱に(平面図)

(2) スリット部(設計図に記入のあるとき)

(3) 手摺、パラベット

(4) コンクリートブロック帳壁

(5) 耐震壁端部の納まり

(6) 打継ぎ補強(ダマ穴断面について)

(6) 連層耐震壁乾燥収縮の補強筋

注) 補強筋はEW150の場合3-D13@100シングル
EW180~200の場合4-D13@100シングル
EW250以上の場合4-D16@100ダブルとする。

10. 柱、梁増打コンクリート補強(増打するときは事前に設計者、及び工事監理者と打合せのこと)

(1) 柱

(2) 梁

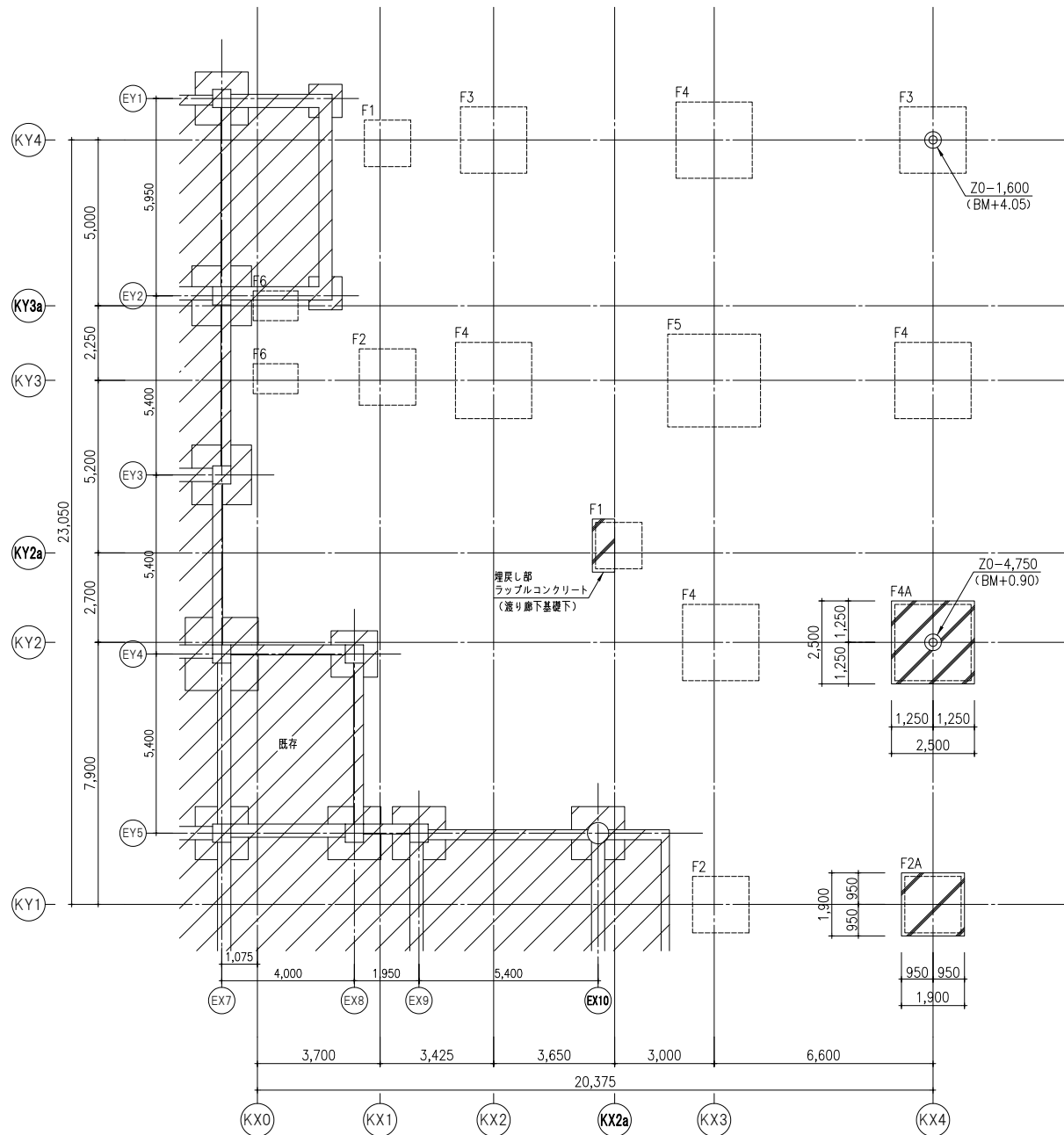
- ハッチ部分は増打コンクリートを示す
- ハッチ部分の面積 $A \text{ cm}^2$
- 補強タテ筋
- 増打ち50以下は補強なし。
- ※柱HOPと同径、同ピッチとする。
- 補強筋は、梁主筋の1段落し径(D16以上)とする。
- あばら補強筋は、梁と同径、同ピッチとする。
- 腹筋D10ピッチは、梁の腹筋と合せる。
- B \geq 400の場合は補強筋を3本とする。
- 梁下端増打コンクリートの場合も上端増打コンクリート補強と同様とする。
- ハッチ部分は増打コンクリートを示す。
- 150以上の増打ちは図示による。
- 増打ち50以下は補強なし。

11. 梁貫通孔補強(開口補強筋については計算により確認すること)

(1) 設置可能範囲

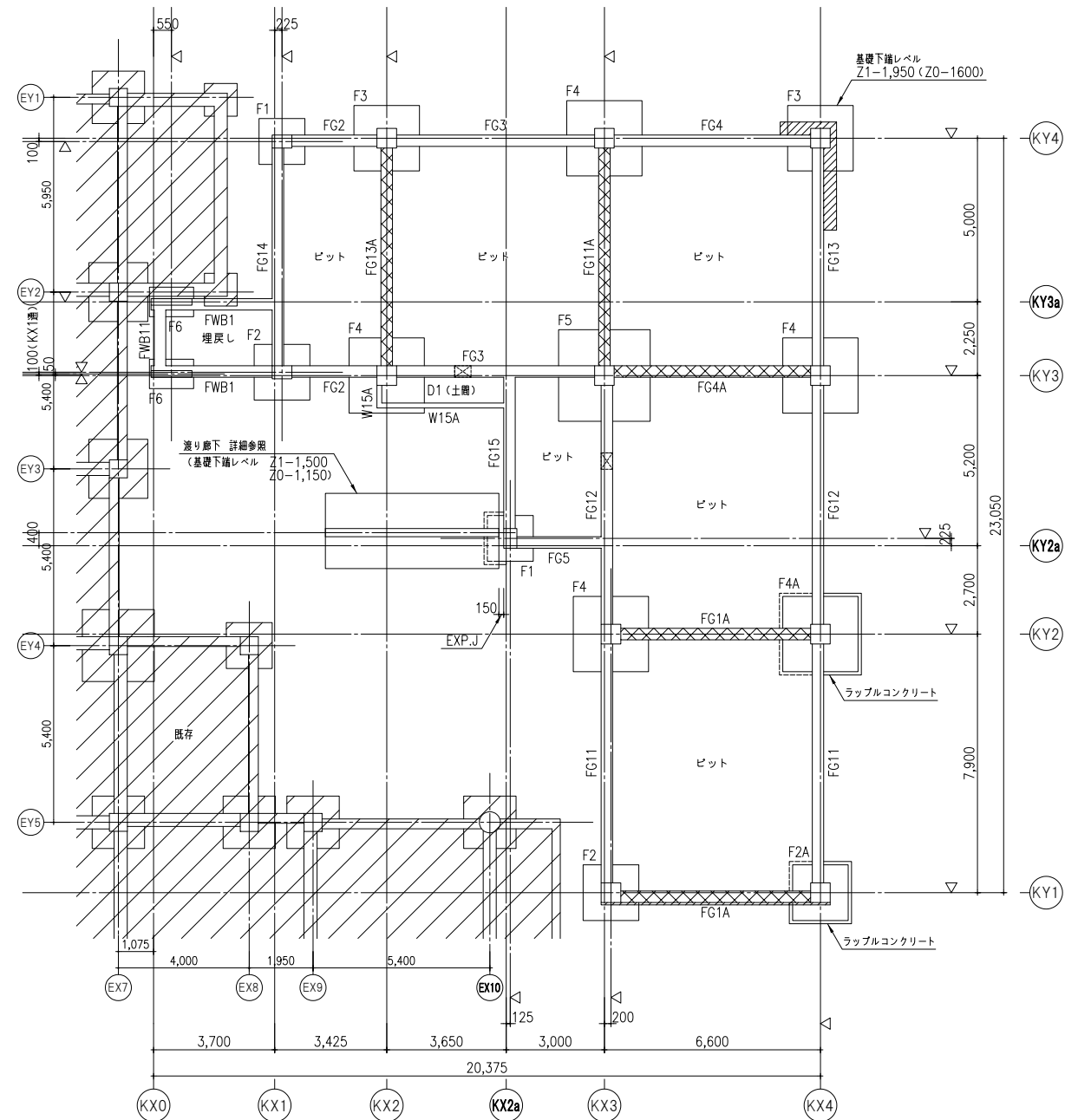
(2) 既製品(指定条件と異なる場合は、設計者又は工事監理者と打合せのこと)

- 製品名 認定工法(未定)
- 施工前に計算書を提出し、承認を得ること。
- 設計時に使用する評価取得品については計算書を提出すること。



置換コンクリート伏図 1/100

特記を除き ラップコンクリート上端レベル Z0-1,550 (BM+4.10)
 ラップコンクリート下端レベル Z0-4,750 (BM+0.90)
 下端レベルは、前既存建物基礎の下端を想定しており、その埋戻し土の深さレベルは深とすること。
 ◎ 印 平板載荷試験位置を示す。(2ヶ所、長期250kN/m²)



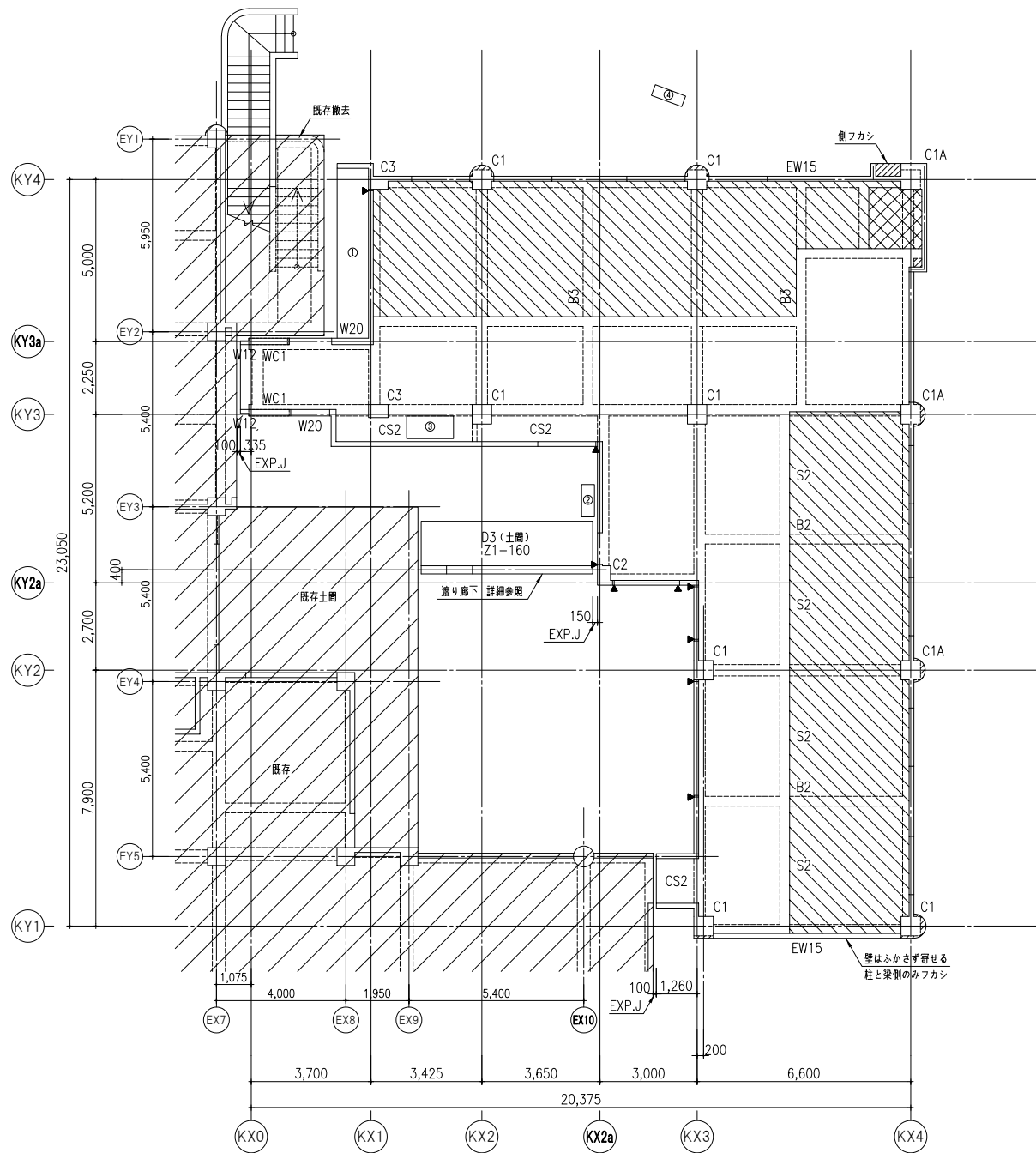
基礎伏図 1/100

特記を除き 基礎梁上端レベル Z1-200
 Z1-200
 基礎梁下端レベル Z1-1,800 (Z0-1,450)
 Z1-1,100 (Z0-750)
 基礎下端レベル Z1-1,900 (Z0-1,550)
 ピット内は、敷砂利(100)とする
 敷砂利下端レベル Z1-1,800 (Z0-1,450)
 印は、人通孔(500φ)を示す
 印は、梁・柱側フカシを示す
 印は、柱を示す 柱石=基礎芯とする

Z1=EZ1=BM+6.00
 Z0=Z1-350 (BM+5.65)
 TBM+16.00=BM+6.00
 平均GL=Z1-370 (BM+5.63)
 (EZ1: 既存E棟のZ1レベルを示す)

	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事
	図 面 名 称	置換コンクリート伏図・基礎伏図
(株) 共同建築設計事務所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木慶治 1級建築士登録第104144号 構造設計一級建築士 第1815号	縮 尺	図 面 番 号
	A1・1/100 A2・1/200	S-007

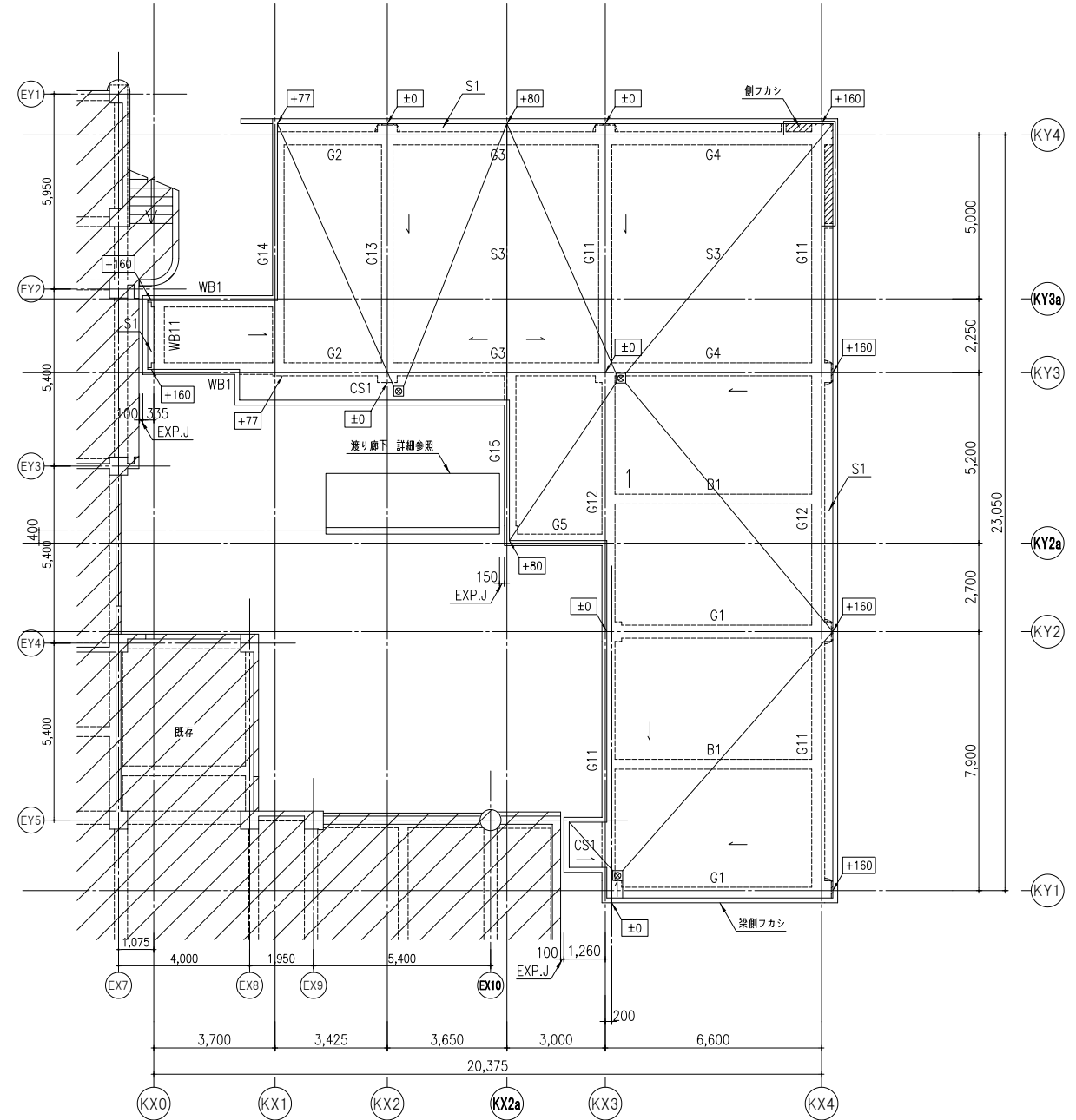
一級建築士 第242004号 川上俊二
 構造設計一級建築士 第1815号



1階床伏図 1/100

特記を除き	スラブ上階レベル	Z1-20
		Z1-150
		Z1-200
基礎梁上階レベル		Z1-200
小梁上階レベル	スラブレベルの低い方の上階に合わせる	
スラブ符号		S1
壁符号		W15
	印は、梁・柱側フカシ示す	
	印は、完全構造スリットを示す。	

設備基礎	基礎	土間基礎符号	基礎上階
① 室外機	970x5,245 (H150)	D2	Z1-50
② 室外機	1,000x400 (H150)	D2A	Z1-200
③ 外調機室内機	1,450x700 (H100)	スラブ上	Z1+100
④ 屋外消火栓	1,000x350 (H150)	D2A	意匠図による



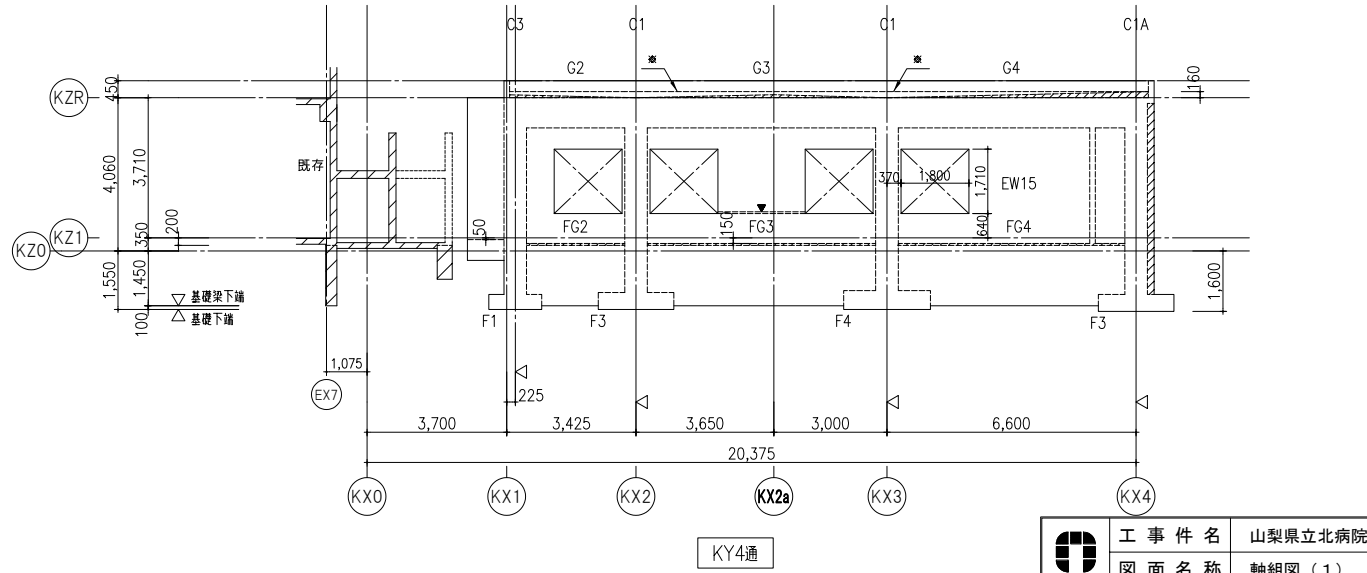
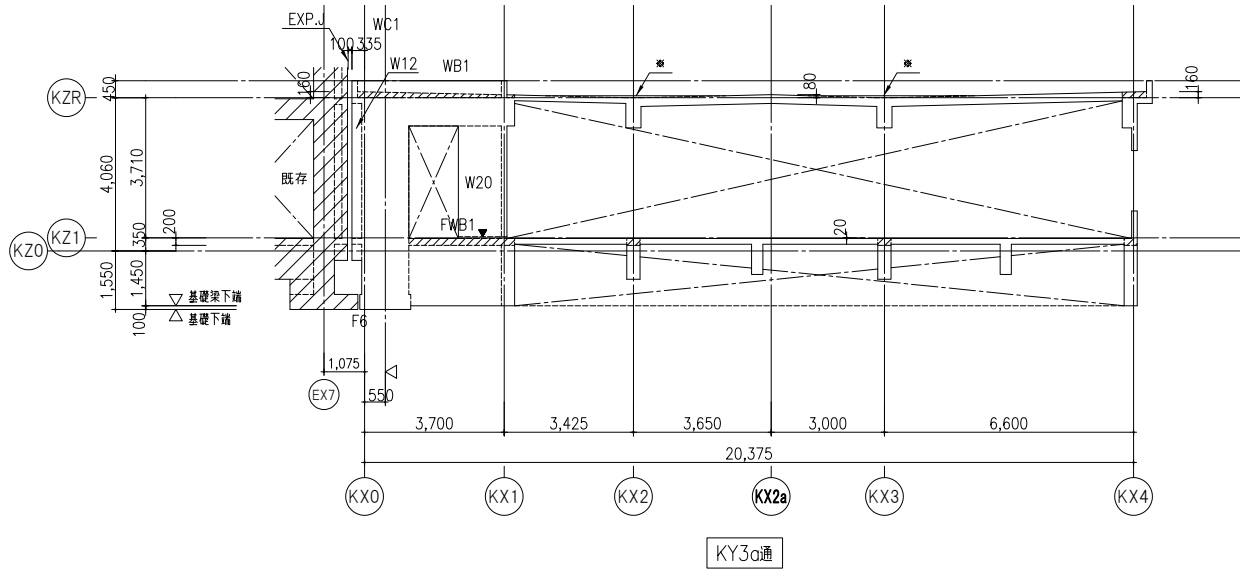
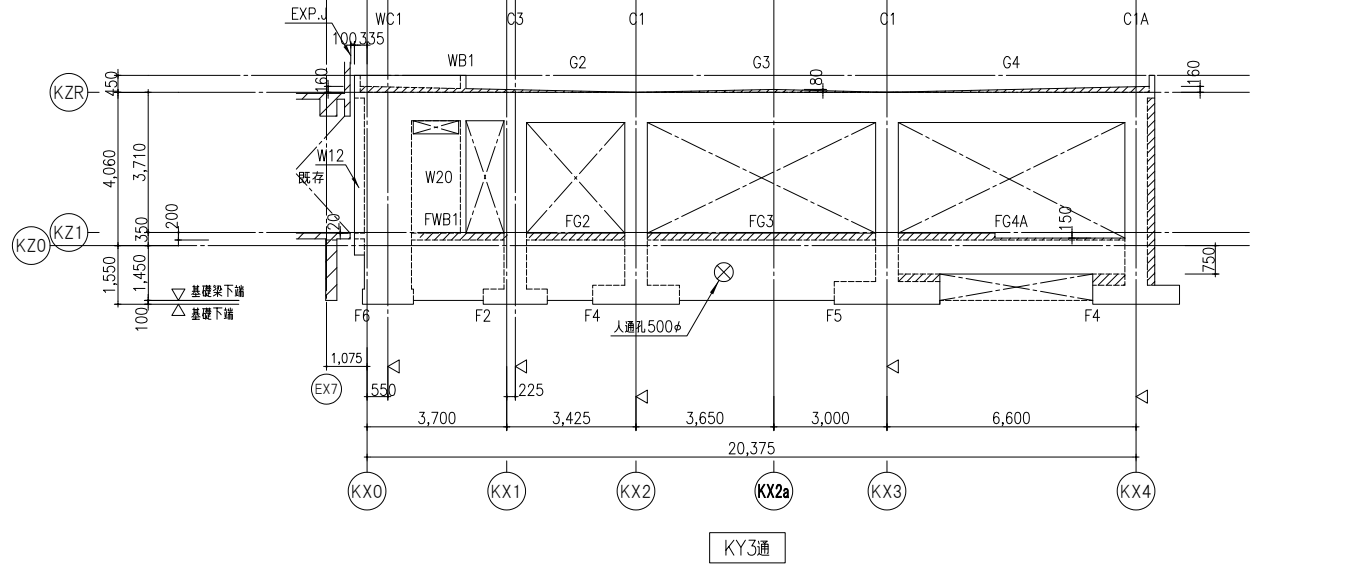
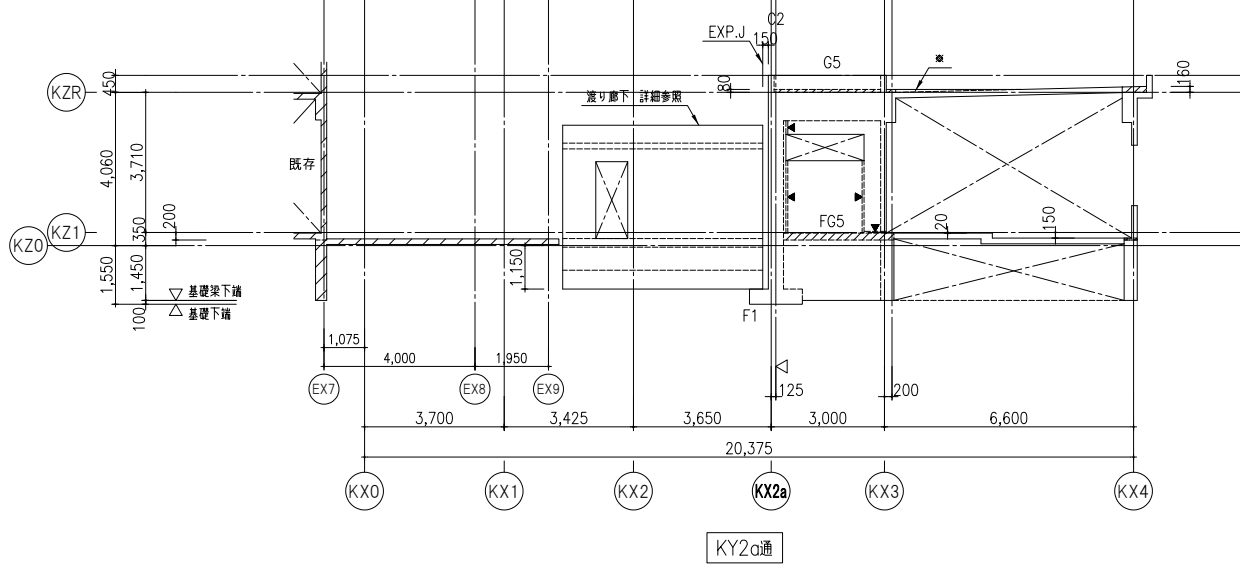
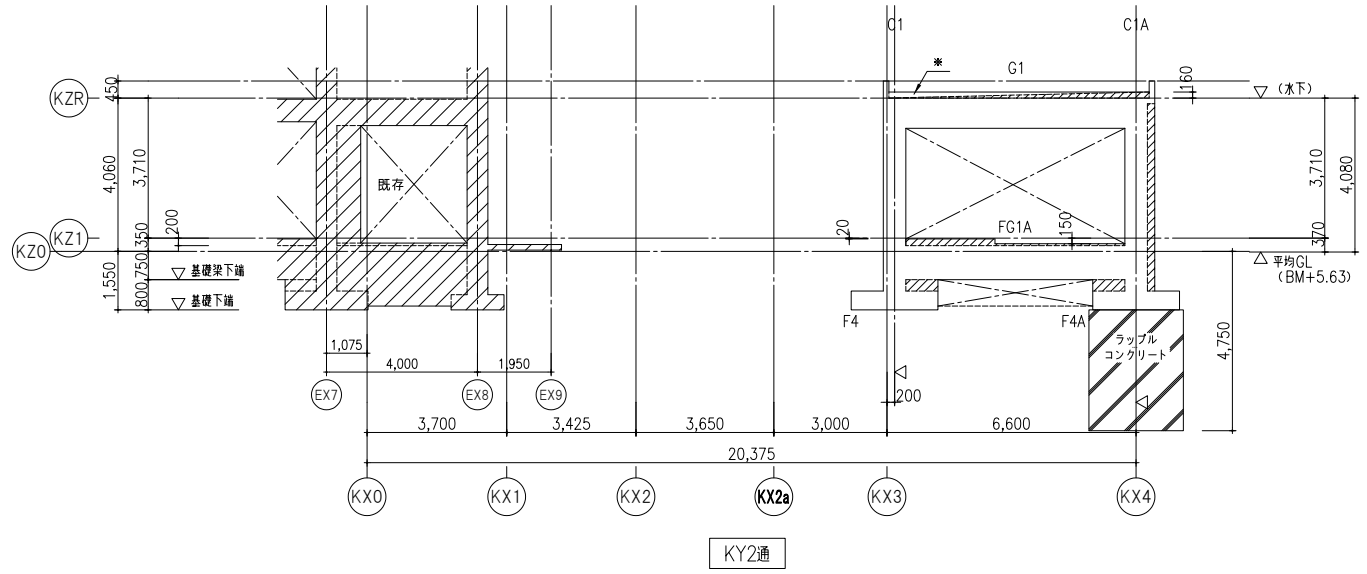
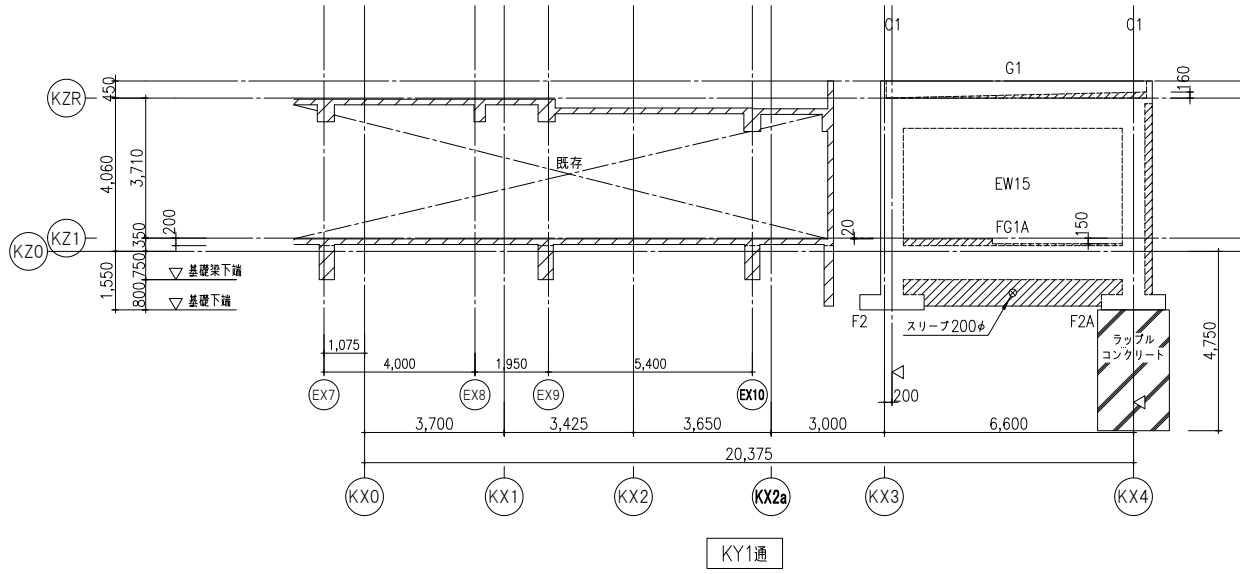
R階床伏図 1/100


特記を除き	スラブ符号	S1
	内の数字は、柱・梁フカシ上階レベルを示し、	
	水物配に合わせてスラブ上階を階打ちとする	
	印は、梁・柱側フカシ示す	

	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事
	図 面 名 称	1階床伏図・R階床伏図
(株)共同建築設計事務所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木慶治 1級建築士登録第104144号 設計者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	縮 尺	A1・1/100 A2・1/200
	図 面 番 号	S-008

一級建築士 第242004号 川上俊二
 構造設計一級建築士 第1815号

特記を除き 壁符号 W15
 印は、完全構造スリットを示す。
 印は、柱芯を示す 柱芯=基礎芯とする
 印は、二次水勾配のスラブ上端フカシを示す。

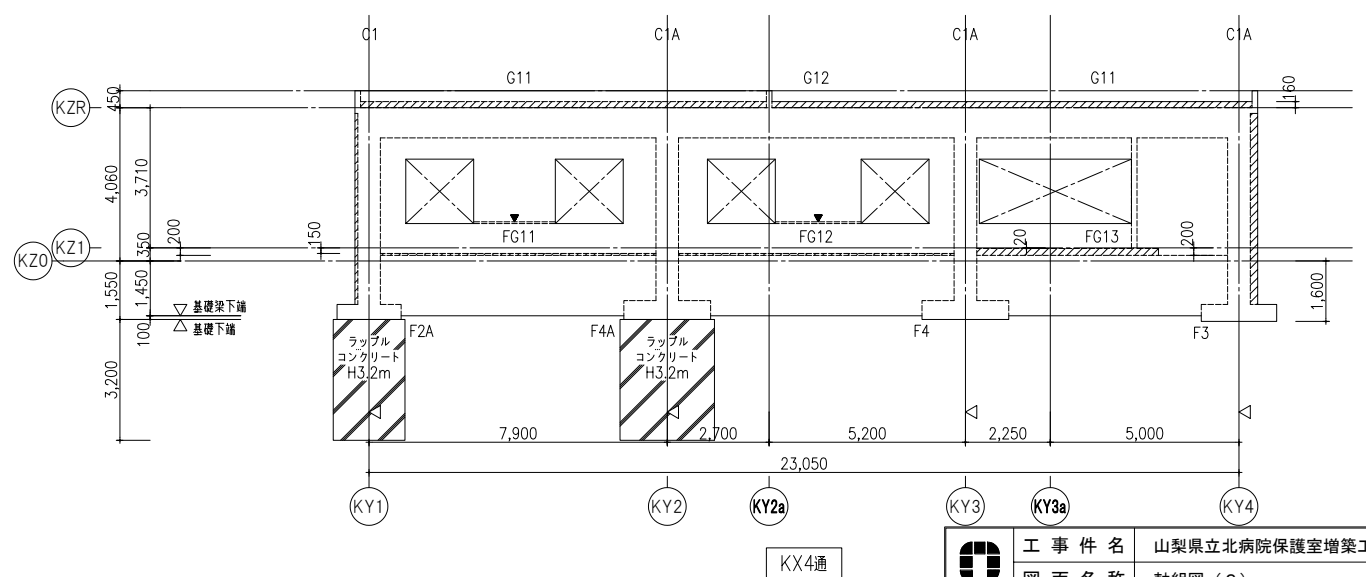
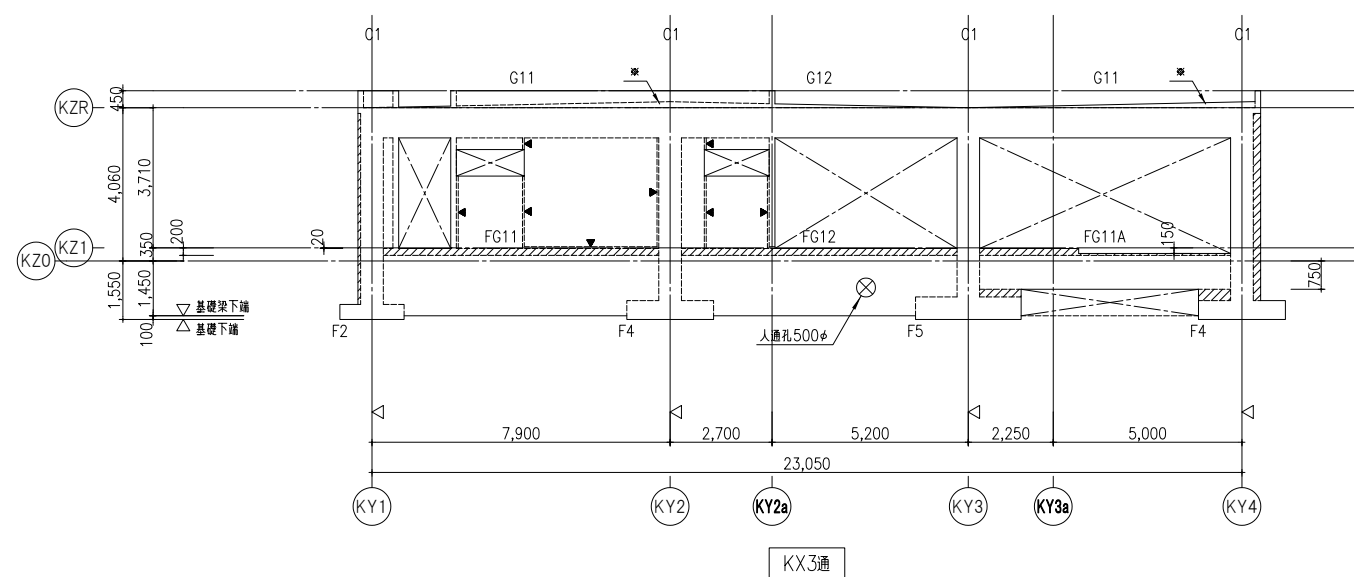
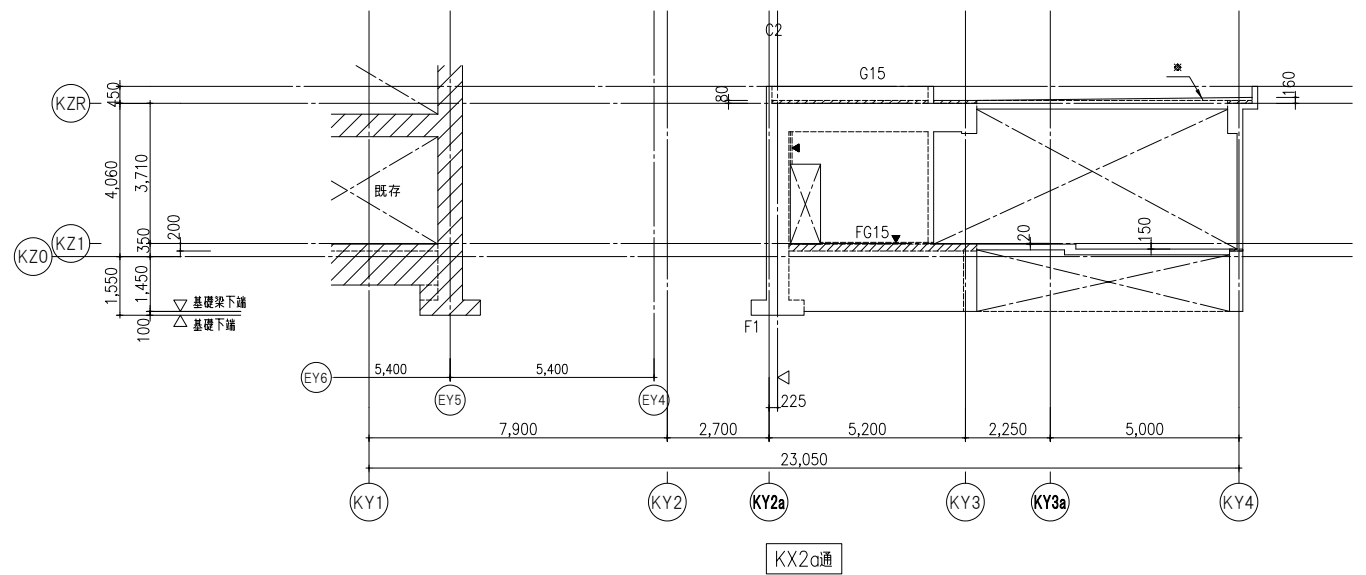
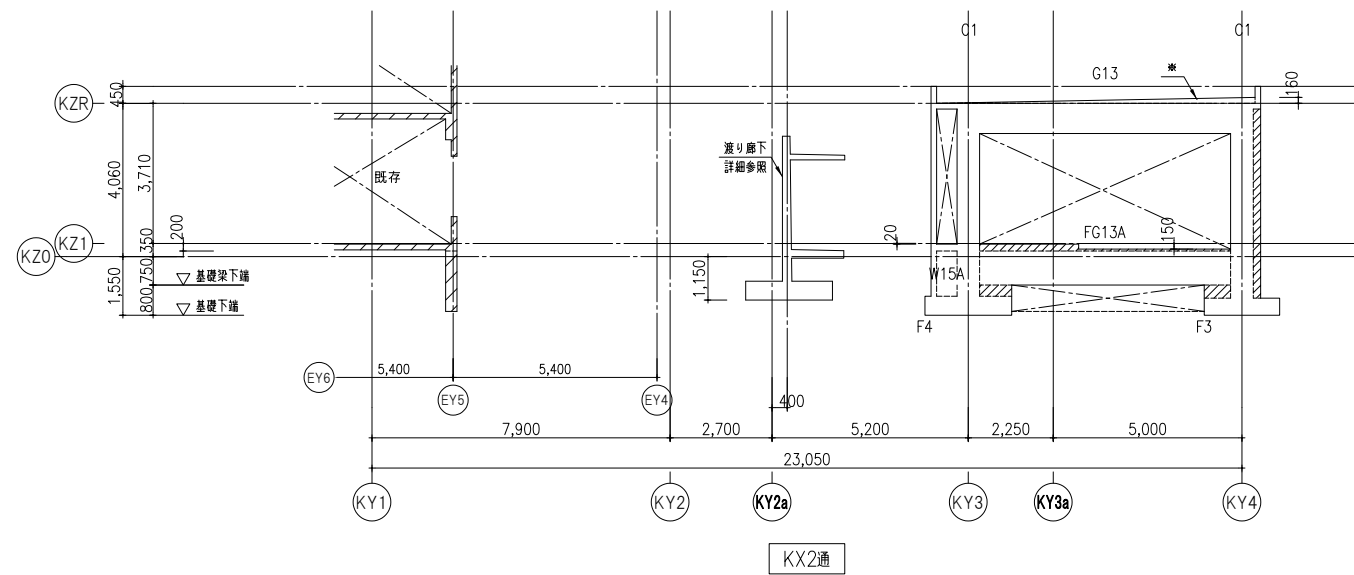
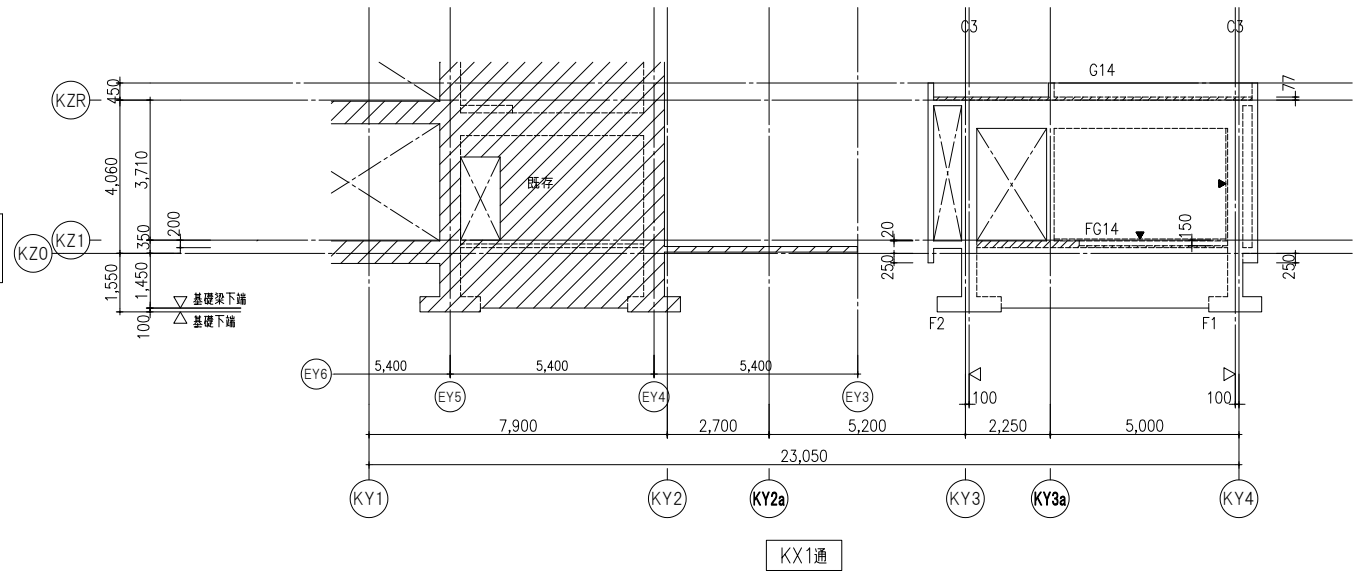
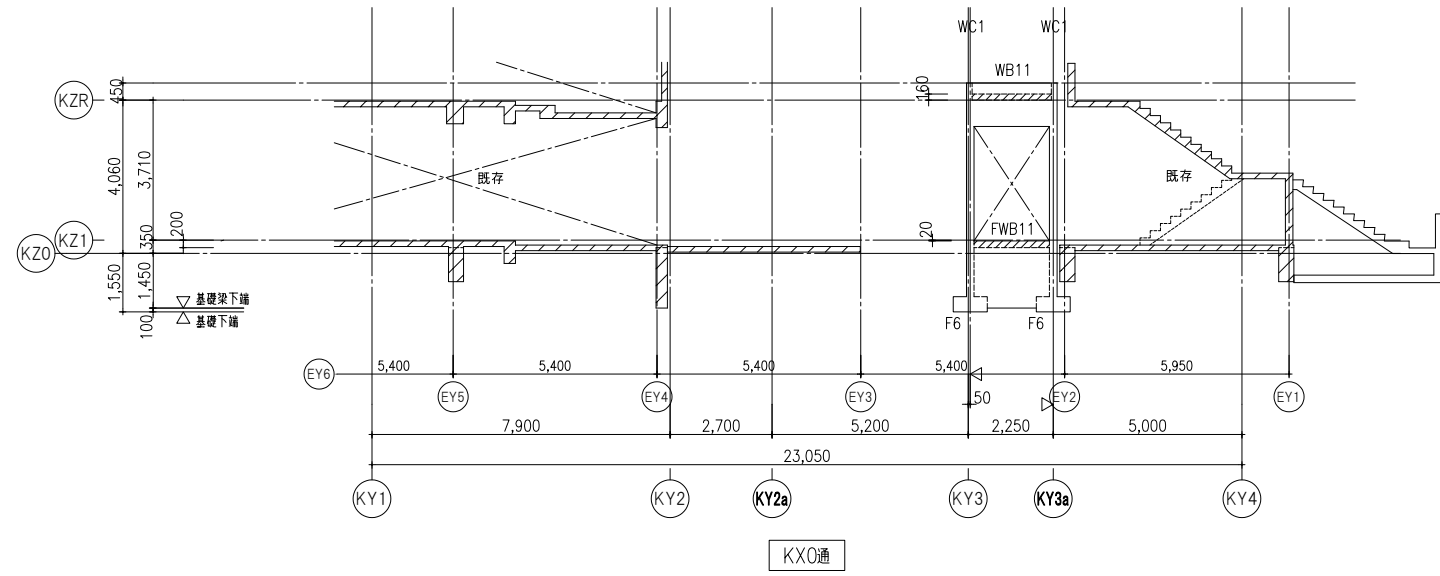


	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事
	図 面 名 称	軸組図 (1)
(株) 共同建築設計事務所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木健治 1級建築士登録第104144号 設計者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	縮 尺	A1・1/100 A3・1/200
	図 面 番 号	S-009

一級建築士 第242004号 川上俊二
 構造設計一級建築士 第1815号

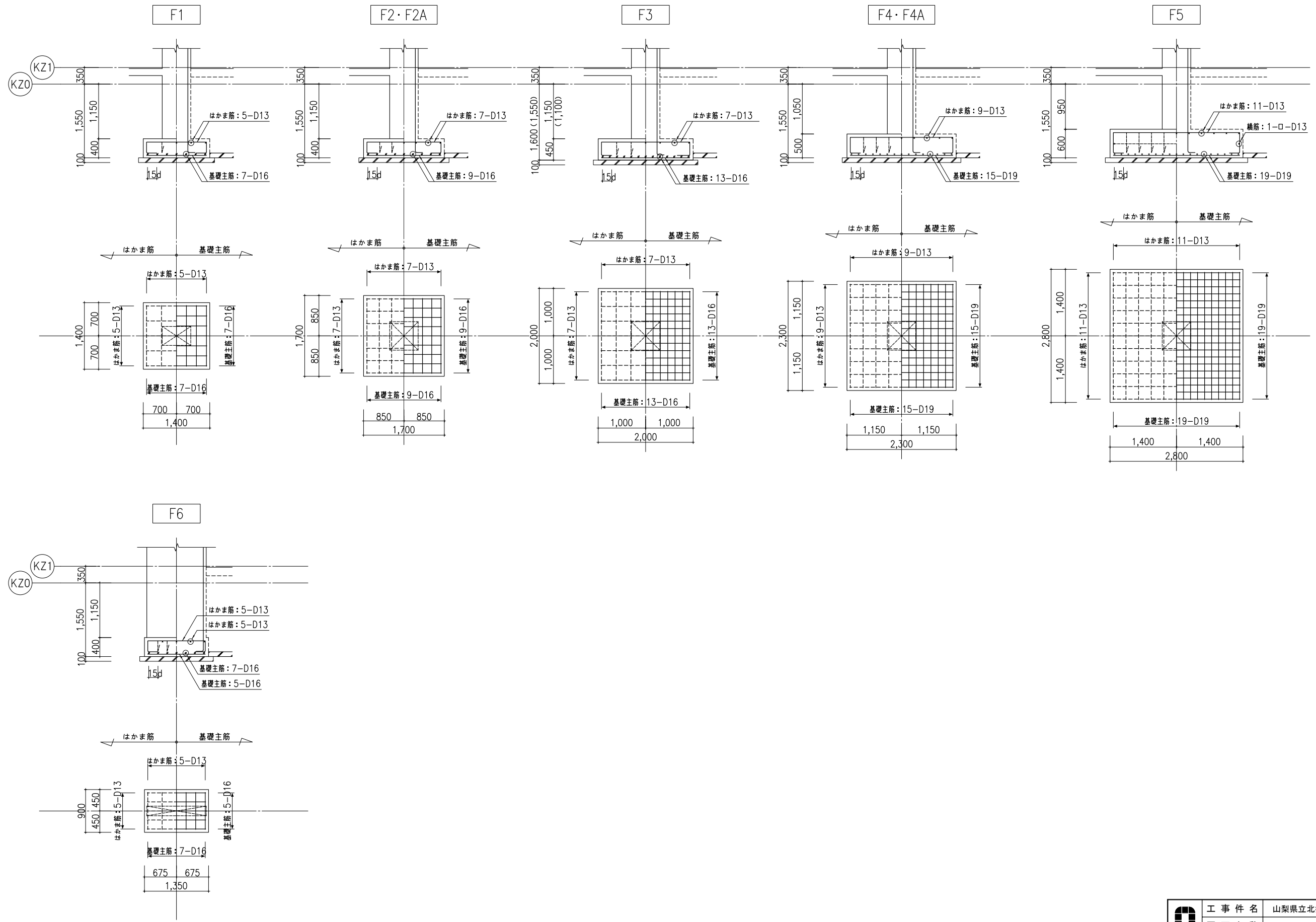



特記を除き 壁符号 W15
 印は、完全構造スリットを示す。
 印は、柱芯を示す 柱芯=基礎芯とする
 印は、二次水勾配のスラブ上端フカシを示す。



	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事
	図 面 名 称	軸組図(2)
(株) 共同建築設計事務所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木健治 1級建築士登録第104144号 設計者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	縮 尺	図 面 番 号
	A1・1/100 A2・1/200	S-010

一級建築士 第242004号 川上俊二
 構造設計一級建築士 第1815号



	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事
	図 面 名 称	基礎リスト
(株) 共同建築設計事務所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木慶治 1級建築士登録第104144号 設計者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	縮 尺	A1・1/40 A3・1/80
	図 面 番 号	S-011

一級建築士 第242004号 川上俊二
構造設計一級建築士 第1815号

高橋

特記を除き 腹筋 8-D10, 幅止め筋 D10-@1,000

主筋位置は、X方向:上側、Y方向:下側とする。

フカシ筋は、2-D16, ST 11-D10-同ピッチとする。

基礎梁リスト 1/40

符号	FG2	FG3		FG4	FG5	FG11		FG12	FG13	FG14		FG15
位置	全断面	X2通端	中央・X3通端	全断面	全断面	外端	中央・内端	全断面	全断面	端部	中央	全断面
断面												
上端筋	2-D22	3-D22	4-D22	4-D22	2-D19	4-D22	5-D22	5-D22	3-D22	3-D19	3-D19	2-D19
下端筋	2-D22	3-D22	3-D22	3-D22	2-D19	3-D22	3-D22	3-D22	3-D22	3-D19	4-D19	2-D19
スターラップ	2-D10-@200	2-D10-@200		2-D10-@200	2-D10-@200	2-D10-@200		2-D10-@200	2-D10-@200	2-D10-@200		2-D10-@200
腹筋												
備考												
符号	FG1A	FG4A		FG11A		FG13A	FWB1	FWB11				
位置	全断面	X3通端・中央	X4通端	外端	中央・内端	全断面	全断面	全断面				
断面												
上端筋	3-D22	5-D22	3-D22	3-D22	4-D22	3-D22	2-D22	2-D19				
下端筋	3-D22	4-D22	3-D22	3-D22	3-D22	3-D22	2-D22	2-D19				
スターラップ	2-D10-@200	2-D10-@200		2-D10-@200		2-D10-@200	2-D10-@200	2-D10-@200				
腹筋	4-D10	4-D10		4-D10		4-D10						
備考												

人通孔補強要領図

FG3・FG12

a : 2xφ-D10x両側
b : 3-D22x上下
c : 3-D16x4個
d : 5-D10

FG1A梁下フカシ

a : 2xφ-D10x両側
b : 2-D16x上下
c : 2-D13 V形x上下
d : -

基礎梁フカシ補強要領図

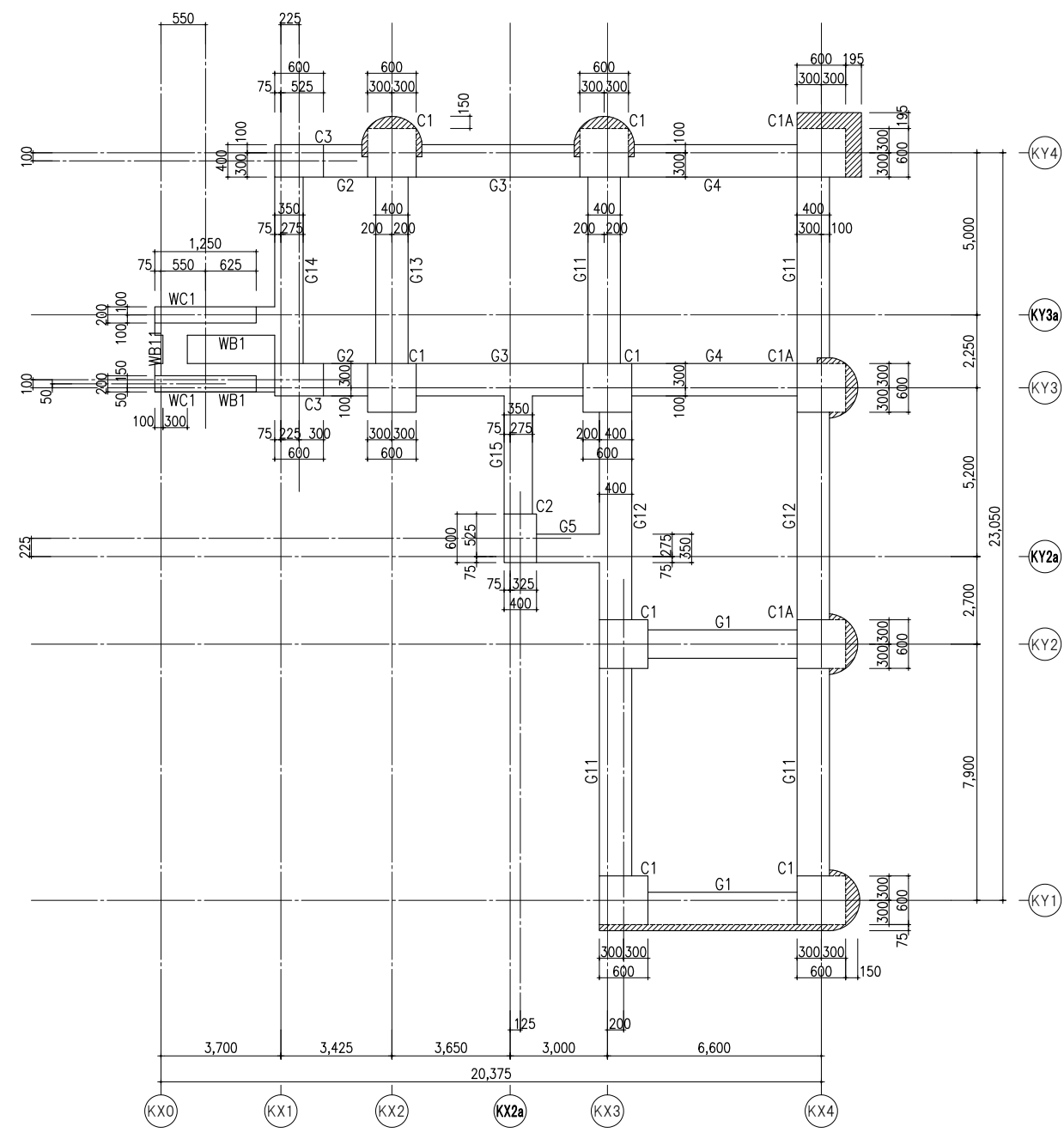
特記を除き S-005, 10. による。

KY1通 FG1A フカシ要領

a : 1-D16
b : 2-D16
c : 2-D16
d : 2-D16

*基礎フーチングとのフカシ要領は、S-003, 3 (3) に準じて補強を行うこと。

柱芯案内図 1/40, 1/100

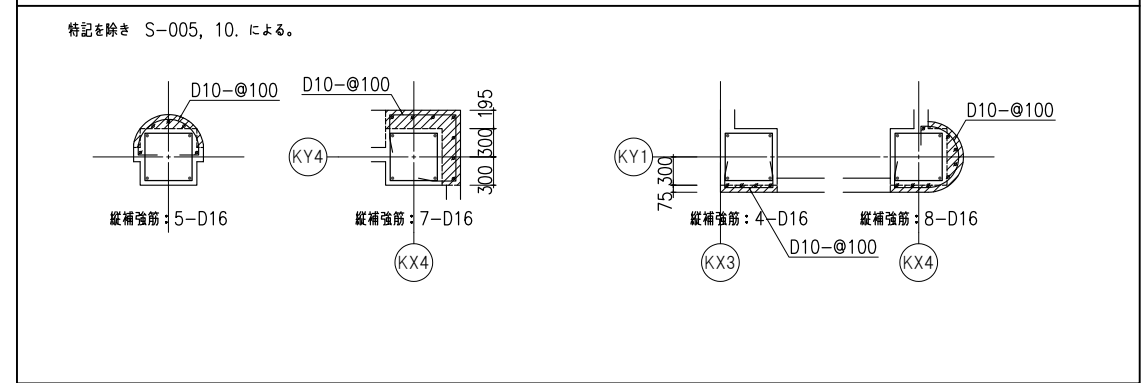


柱リスト 1/40

特記を除き フープ・仕口内外フープは、溶接閉鎖型とする。仕口内フープは、同形状の@100(基礎梁@150)とする。

符号	C1	C2	C3	C1A	WC1
1階断面					
主筋	20-D19	10-D19	10-D19	20-D19	18-D16
フープ	田-D10-@100	田-D10-@100	田-D10-@100	田-D10-@100	田-D10-@100
備考					

柱フカシ補強要領図



	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事		
	図 面 名 称	柱芯案内図・柱リスト		
(株) 共 同 建 築 設 計 事 務 所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木健治 1級建築士登録第104144号 構造設計一級建築士 第1815号	縮 尺	A1・1/40	図 面 番 号	S-013
		A3・1/80		
	一級建築士 第242004号 川上俊二 構造設計一級建築士 第1815号	設計者	高橋良江	1級建築士登録第282808号

特記を除き 腹筋 2-D10, 幅止め筋 D10-@1,000, 主筋位置 X方向を上側、Y方向を下側とする。

符号	G1	G2		G3		G4			G5
位置	全断面	X1通端	中央・X2通端	端部	中央	X3通端	中央	X4通端	全断面
R階断面									
上端筋	3-D22	2-D22	3-D22	4-D22	3-D22	4-D22	3-D22	3-D22	2-D19
下端筋	3-D22	2-D22	2-D22	3-D22	4-D22	3-D22	4-D22	3-D22	2-D19
スターラップ	□-D10-@150	□-D10-@150		□-D10-@150		□-D10-@150			□-D10-@200
腹筋									
備考									

特記を除き 腹筋 2-D10, 幅止め筋 D10-@1,000

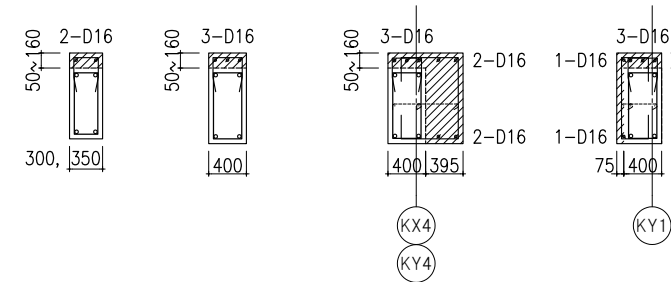
符号	B1		B2		B3	
位置	端部	中央	端部	中央	端部	中央
断面						
上端筋	3-D22	3-D22	3-D22	3-D22	3-D22	3-D22
下端筋	3-D22	6-D22	3-D22	6-D22	3-D22	6-D22
スターラップ	□-D10-@200		□-D10-@200		□-D10-@200	
腹筋						
備考						

符号	G11			G12		G13		G14	
位置	外端	中央	内端	端部	中央	端部	中央	端部	中央
R階断面									
上端筋	5-D22	5-D22	7-D22	6-D22	4-D22	3-D22	3-D22	3-D22	3-D22
下端筋	4-D22	5-D22	4-D22	4-D22	4-D22	3-D22	4-D22	3-D22	4-D22
スターラップ	□-D10-@150			□-D10-@150		□-D10-@150		□-D10-@200	
腹筋									
備考									

符号	G15	WB1	WB11
位置	全断面	全断面	全断面
R階断面			
上端筋	3-D19	3-D22	2-D19
下端筋	3-D19	2-D22	2-D19
スターラップ	□-D10-@200	□-D10-@200	□-D10-@200
腹筋		4-D10	
備考			

梁フカン補強要領図

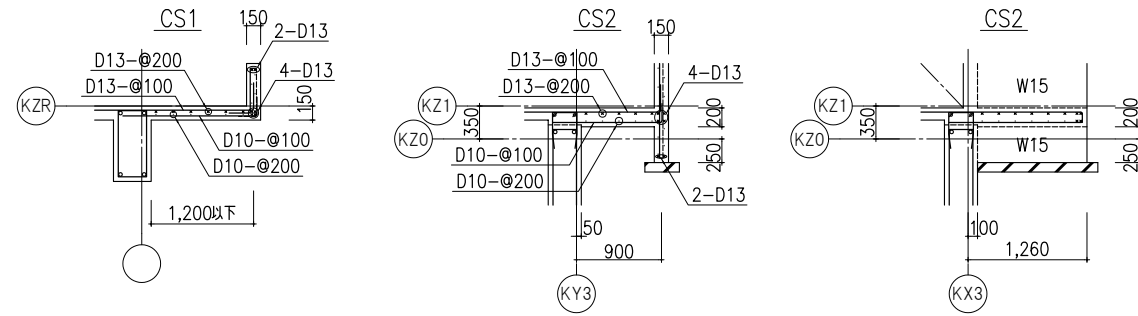
特記を除き S-005, 10. による。 50mm以下は補強筋を不要とする。



	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事		
	図 面 名 称	大梁リスト・小梁リスト		
(株) 共 同 建 築 設 計 事 務 所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木慶治 1級建築士登録第104144号 設 計 者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	縮 尺	A1・1/40	図 面 番 号	S-014
		A2・1/80		
一級建築士 第242004号 川上俊二 構造設計一級建築士 第1815号	橋	橋	橋	

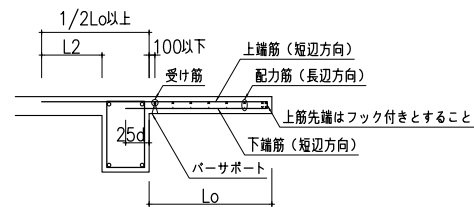
スラブリスト

符号	スラブ厚	位置	短辺方向	長辺方向	備考
S1	150	上端筋	D13-@200	D13-@200	
		下端筋	D10・D13-@200	D10・D13-@200	
S2	150	上端筋	D13-@150	D13-@150	
		下端筋	D10・D13-@150	D10・D13-@150	
S3	230	上端筋	D13-@100	D13-@100	
		下端筋	D13-@200	D13-@200	
D1 (土間)	150	上端筋	D10-@100	D10-@100	捨てコン100mm を施すこと。
		下端筋	-	-	
D2 (土間)	550	上端筋	D13-@200	D13-@200	捨てコン100mm を施すこと。
		下端筋	D13-@200	D13-@200	
D2A (土間)	400	上端筋	D13-@200	D13-@200	捨てコン100mm を施すこと。
		下端筋	D13-@200	D13-@200	
D3 (土間)	230~200	上端筋	D10-@100	D10-@100	捨てコン100mm を施すこと。
		下端筋	-	-	
CS1	150	上端筋	D13-@100	D13-@200	
		下端筋	D10-@100	D10-@200	
CS2	200	上端筋	D13-@100	D13-@200	土に接する場合は、捨てコン100mm を施すこと。
		下端筋	D10-@100	D10-@200	



片持ちスラブ配筋要領図

※片持ちの先端には、最大主筋径の鉄筋を4本配置すること。
また、片持ち短辺方向主筋定着は、下図によること。



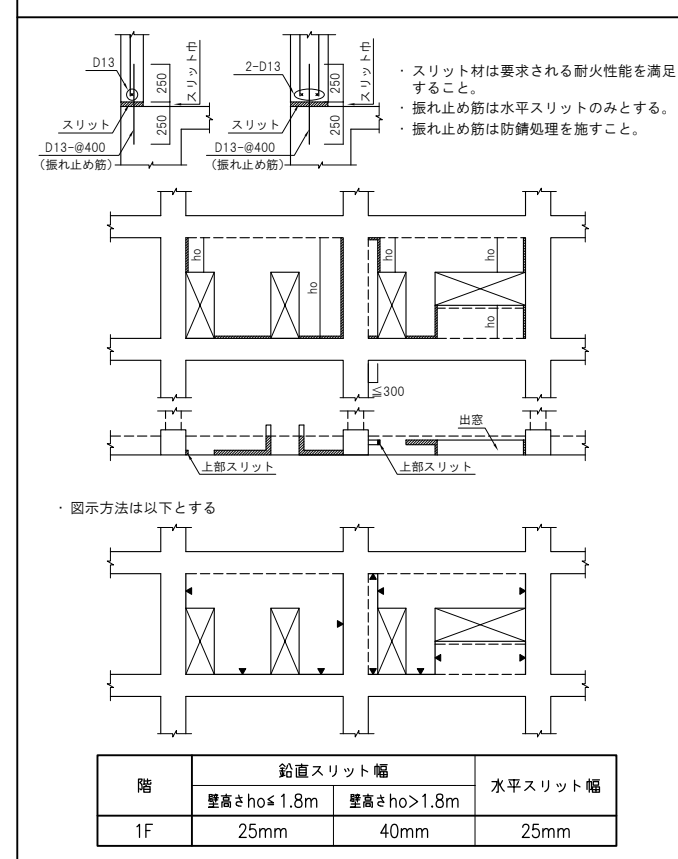
壁リスト 1/40

特記を除き 幅止め筋 1-D10/m²

符号	W12	W15	W15A	EW15	W20	開口部補強要領	
断面							
縦筋	D10-@200 (シングル)	D10-@200 (チドリ)	D10-@100 (シングル)	D10-@200 (チドリ)	D10-@200 (ダブル)	-	
横筋	D10-@200 (シングル)	D10-@200 (チドリ)	D10-@100 (シングル)	D10-@200 (チドリ)	D10-@200 (ダブル)	-	
開口補強筋	縦	1-D13	2-D13	-	3-D13	4-D13	a
	横	1-D13	2-D13	-	3-D13	4-D13	b
斜め補強筋	-	2-D13	-	2-D13	2-D13	-	c
端部筋	1-D13	2-D13	1-D13	-	4-D13	-	-
コーナー筋	1-D13	2-D13	1-D13	-	4-D13	-	-
備考							-

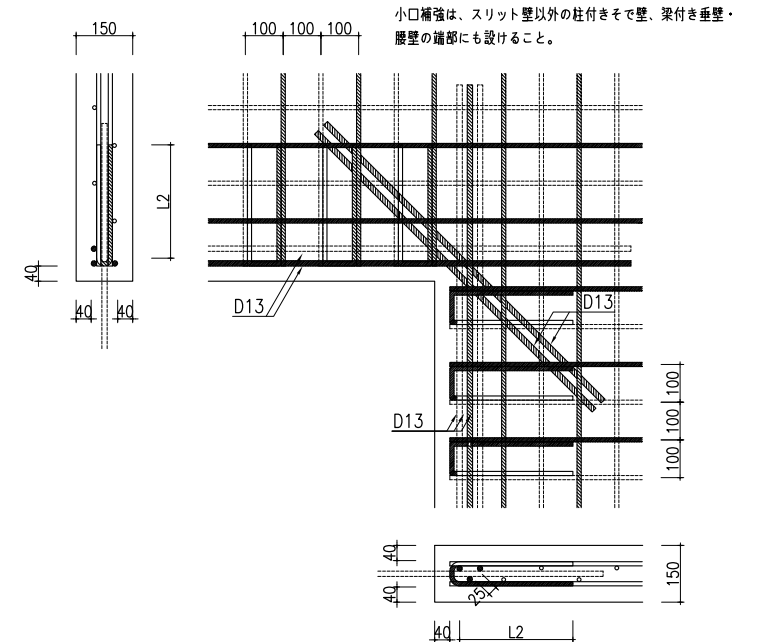
※1. バラベット・手摺壁は、W15とする。

非耐力壁のスリット要領



EW15・W15の開口補強要領図 1/10

本数は壁リストによる。



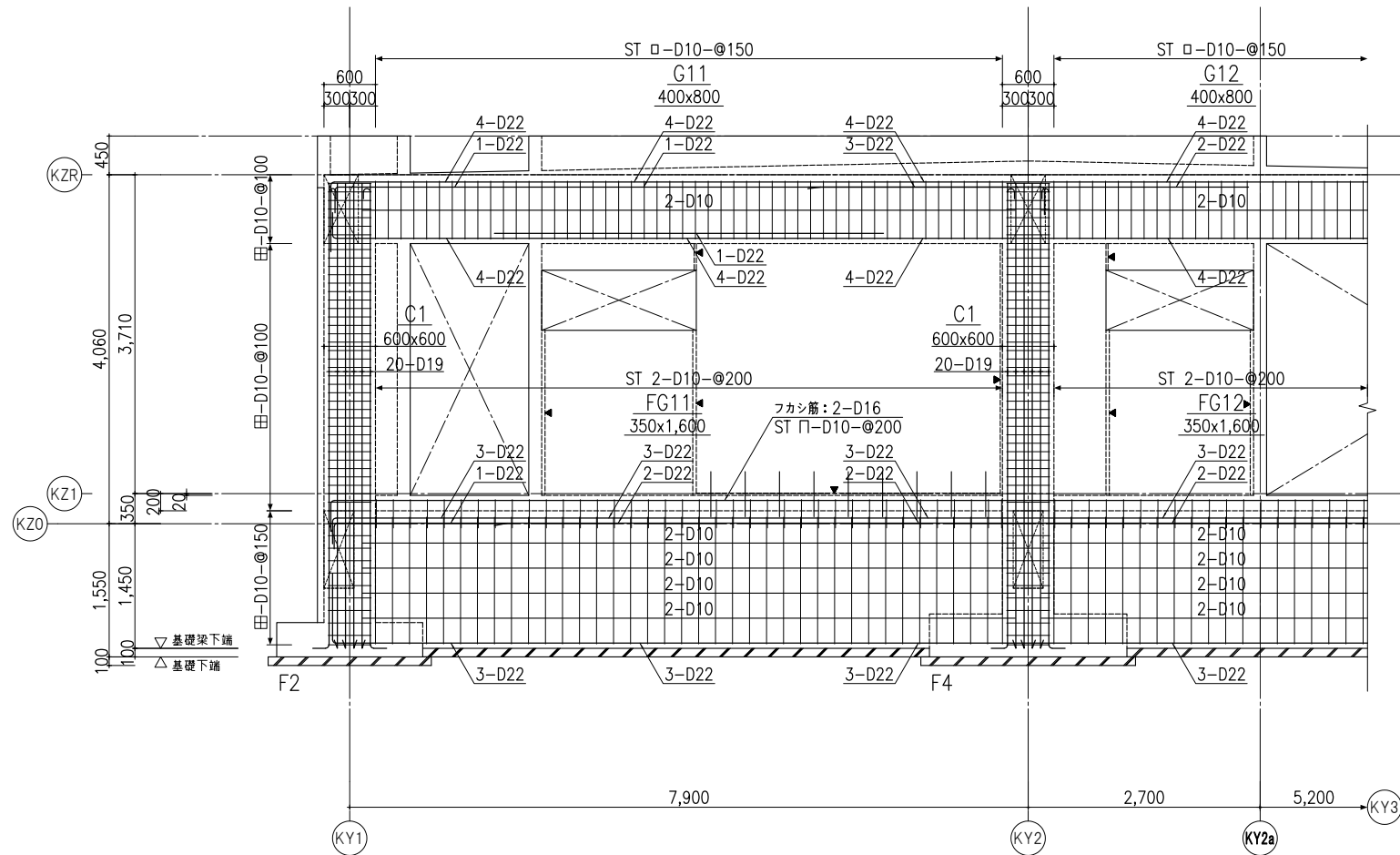
小口補強は、スリット壁以外の柱付きそで壁、梁付き垂壁・壁壁の端部にも設けること。

- ・スリット材は要求される耐火性能を満足すること。
- ・振れ止め筋は水平スリットのみとする。
- ・振れ止め筋は防錆処理を施すこと。

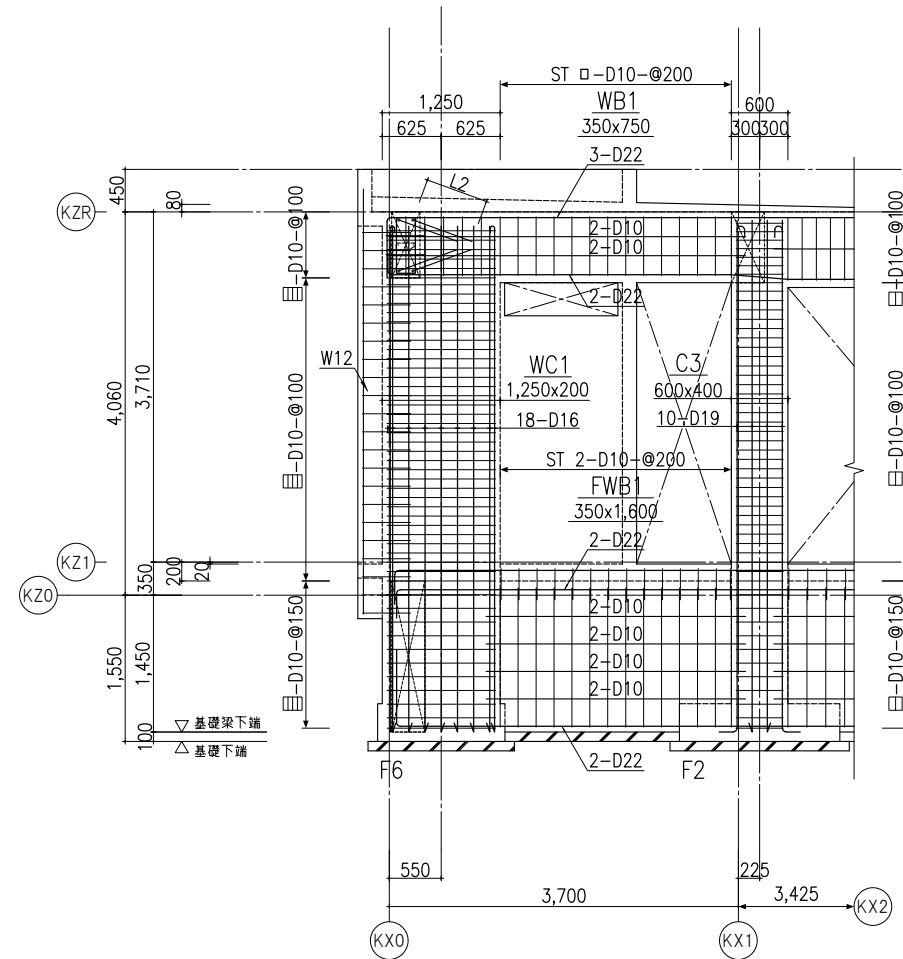
工 事 件 名 山梨県立北病院保護室増築工事
図 面 名 称 スラブリスト・壁リスト
縮 尺 A1・1/40
図 面 番 号 S-015
設 計 者 高橋良江 1級建築士登録第282808号

一級建築士 第242004号 川上俊二
 構造設計一級建築士 第1815号

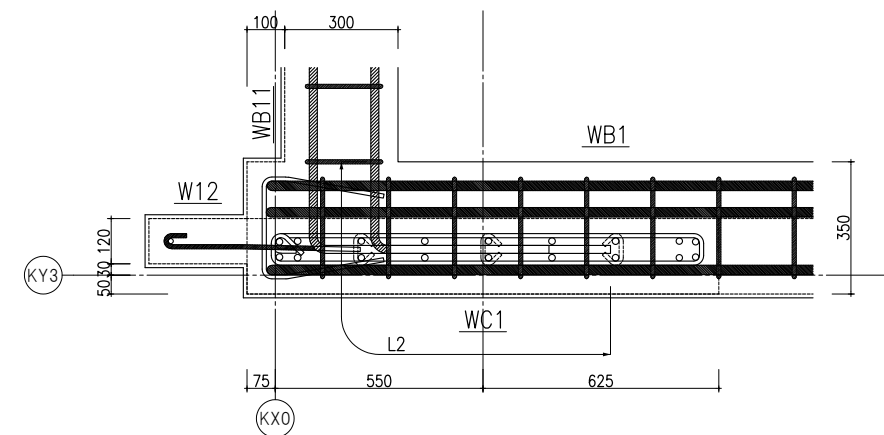
KX3通ラーメン配筋詳細図 1/40



KY3通ラーメン配筋詳細図 1/40



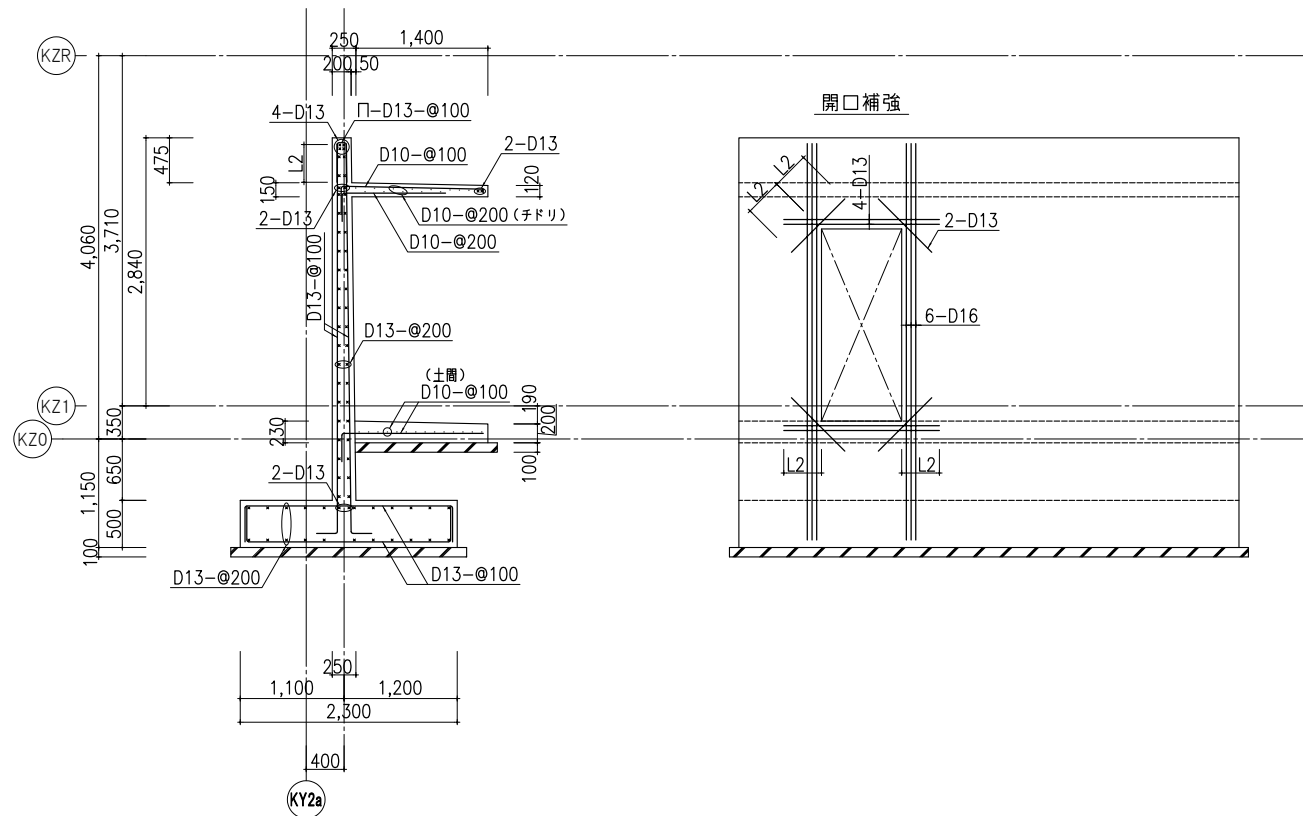
WC1-WB11配筋要領図 1/10



	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事		
	図 面 名 称	ラーメン配筋詳細図		
(株) 共 同 建 築 設 計 事 務 所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木健治 1級建築士登録第104144号 設計者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	縮 尺	A1・1/40	図 面 番 号 S-016	縮 尺 A3・1/80
	一級建築士 第242004号 川上俊二 構造設計一級建築士 第1815号			

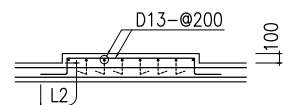
渡り廊下詳細図 1/40

特記を除き 幅止め筋 1-D10/m²

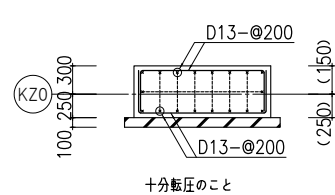


設備基礎 1/40

外調機室内機



土間コン基礎D2 (D2A)



	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事		
	図 面 名 称	雑配筋詳細図		
(株) 共 同 建 築 設 計 事 務 所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木慶治 1級建築士登録第104144号 設計者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	縮 尺	A1・1/40 A2・1/80	図 面 番 号	S-017
	一級建築士 第242004号 川上俊二 構造設計一級建築士 第1815号	縮 尺	PM	印 章

梁スリーブ補強要領図

梁貫通孔補強配筋

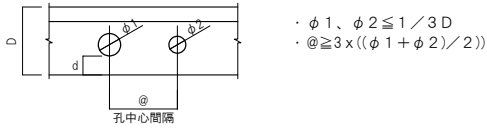
1 一般事項

- ・梁貫通孔補強は、日本建築センター評定品（評価品）を採用し、補強計算書を提出し工事監理者の承諾を受けること。
- ・上記評定品の施工については、各社「施工マニュアル」に従うこと。
- ・孔径（φ）はスリーブ外径を示す。
- ・施工に先立ち、補強計算書にもとづき梁貫通孔補強筋の種類、枚数の確認を行う。

2 スリーブ可能範囲

1) 一般梁（基礎梁を除く）

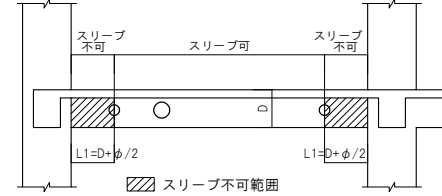
- ・孔径及び孔の中心間隔は下図とする。



- ・孔の上下方向の位置は、梁せいの中心付近とし下記とする。



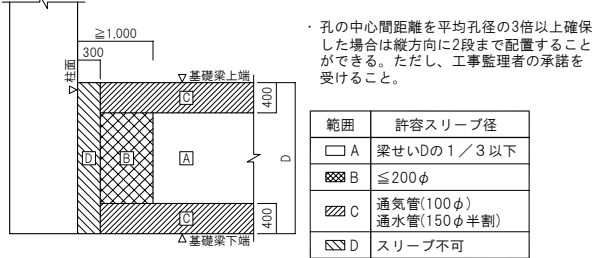
- ・スリーブの位置は下図を原則とする。（基礎梁を除く）
- ・柱際から水平方向の孔中心位置L1は、 $L1 \geq D + \phi/2$ とする。ただし、既製品の評定範囲内で孔が梁せいの中心付近にある場合は $L1 \geq D$ とすることができる。
- ・構造スリットを設けない壁が取り付く場合は工事監理者と協議の上、スリーブ位置を決定すること。



- ・下記の場合は補強筋を不要とする。ただし、孔径があばら筋の間隔より大きい場合は補強筋を必要とする。 $\phi \leq 1/10 D$ かつ $\phi < 150$

2) 基礎梁

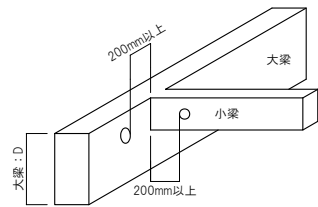
- ・貫通孔位置は下図を原則とし、工事監理者と協議の上最終決定すること。



- ・Aの範囲で下記の条件を満足する場合は梁貫通孔の縦方向配置を可とする。 $\phi \leq 1/10 D$ かつ $\phi \leq 200$ ただし、縦方向 $@ \geq 3x((\phi 1 + \phi 2)/2)$
- ・下記の場合は補強筋を不要とする。 $\phi \leq 1/10 D$ かつ $\phi < 150$ 通水管(150φ半割)は上記によらず補強筋を不要とする。

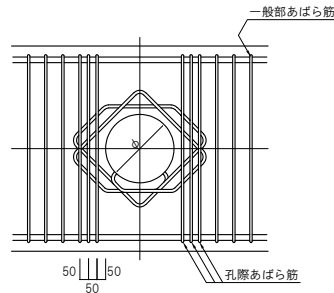
3) 直交梁との距離

- ・大梁と小梁が直交する箇所での孔位置は下図による。



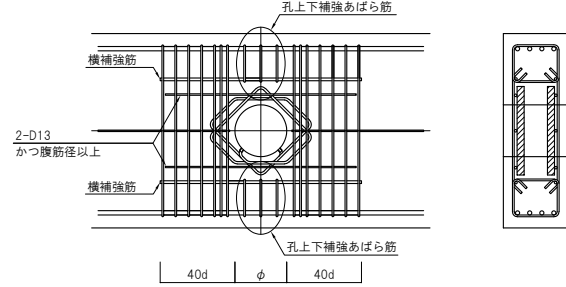
3 孔左右補強あばら筋要領

- ・通常配筋されるあばら筋を孔の両側に寄せて使用する。孔の両側には、必ず孔際あばら筋を2組以上配筋すること。
- ・孔際あばら筋は一般部あばら筋と同径・同本数・同強度とする。
- ・標準配筋は下記の通りとする。下記以上の補強が必要となる場合があるので、施工の際には、必ず補強計算書を確認し、孔際あばら筋を配筋すること。

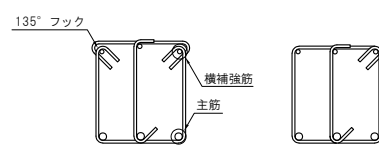


4 孔上下補強あばら筋要領

- ・ $400 > \phi \geq 300$ の時
横補強筋は、2-D16以上とし、孔上下補強あばら筋は、一般部あばら筋と同径・同本数・同強度・同ピッチとする。
- ・ $\phi \geq 400$ の時
横補強筋は、主筋径の2サイズ下かつ2-D19以上とし、孔上下補強あばら筋は、一般部あばら筋と同径・同本数・同強度・同ピッチとする。
[中子筋がある場合には、必要に応じて横筋を付加し、中子筋も配筋のこと。]

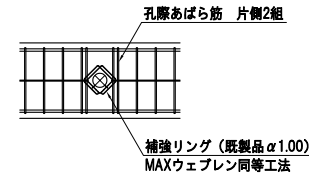


孔上下補強あばら筋形状



- ・その他
上記の孔上下補強あばら筋形状は、評定条件の範囲内で別形状とする場合は、工事監理者の承諾を受けること。

スリーブ補強（参考）



- ※（参考）施工時に評定内容に沿った検討を行い配筋を決定し監理者の承諾をえること。

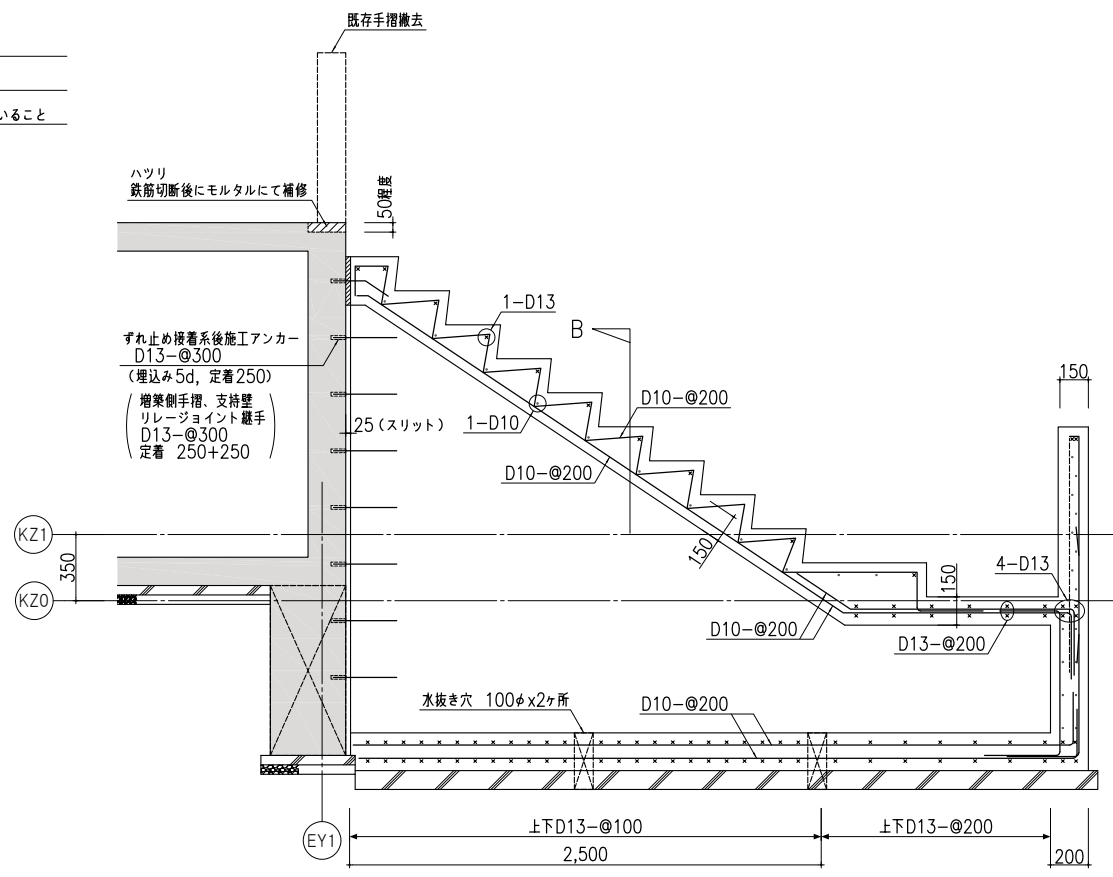
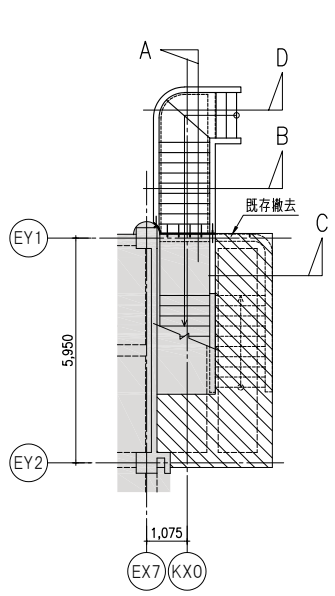
階	梁せい	スリーブ径	補強リング数	スリーブ個数
RG	750mm	125φ	2R-S6-2組	1
	800mm	125φ	2R-S6-2組	4
		250φ	2R-S6-2組	7
FG	900mm	100φ	2R-S6-2組	7
		150φ	2R-S6-2組	1
		200φ	2R-S6-2組	2
	1,600mm	100φ	—	7
		150φ	2R-S6-2組	5
B梁	750mm	100φ	2R-S6-2組	2
	800mm	100φ	2R-S6-2組	2
		200φ	2R-S6-2組	1
合計				41

	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事
	図 面 名 称	梁スリーブ補強要領図
(株)共同建築設計事務所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木慶治 1級建築士登録第104144号 設計者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	縮 尺	図 面 番 号
		S-018

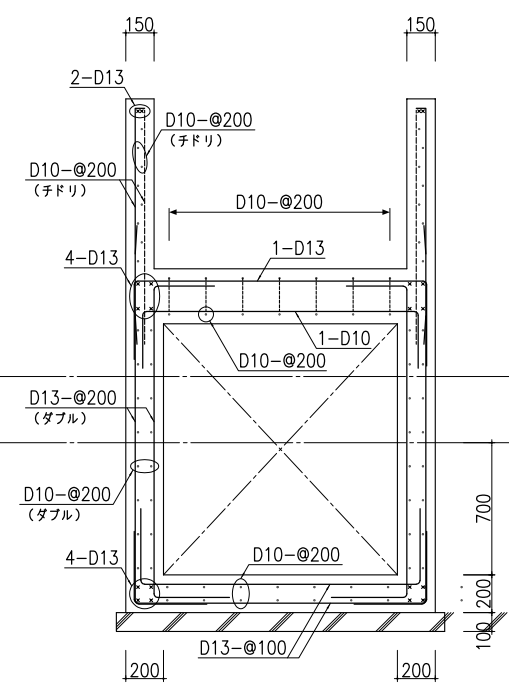
一級建築士 第242004号 川上俊二
構造設計一級建築士 第1815号

既存階段改修詳細図 1/20

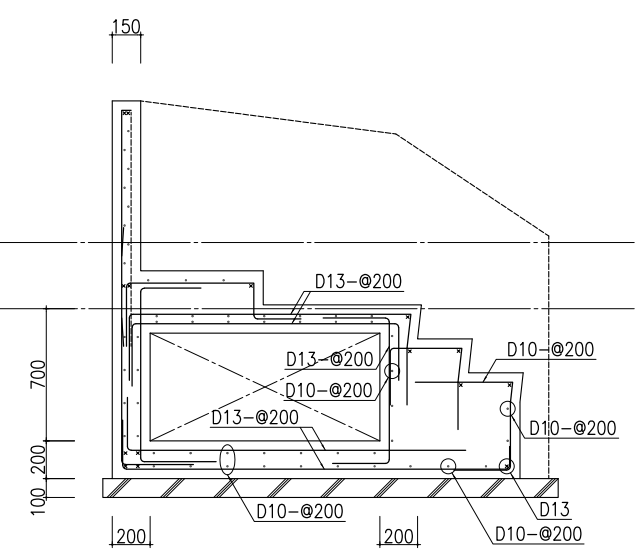
特記を除き 幅止め筋 1-D10/m²
 モルタル補修はポリマーセメントモルタルを用いる
 スリット外周は、止水性のある膨張型弾性シールを用いること



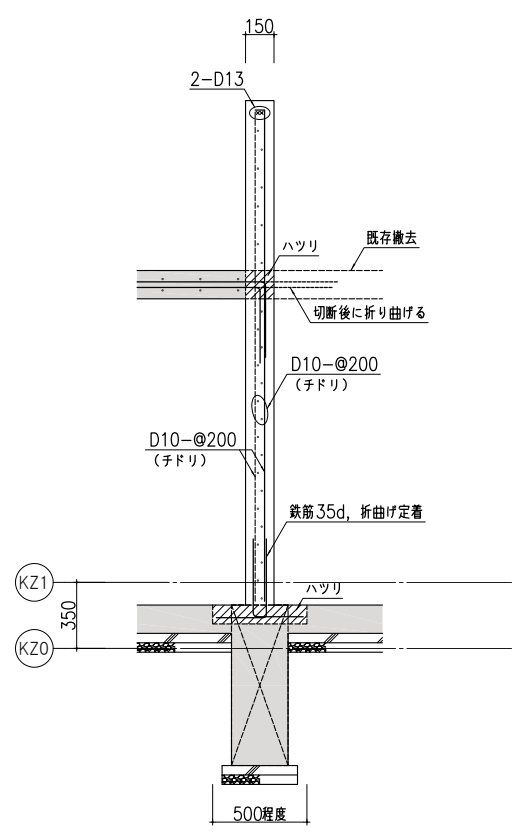
Sec. A



Sec. B

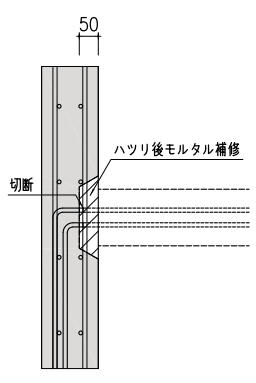


Sec. D



Sec. C

撤去鉄筋切断部 1/10



	工 事 件 名	山梨県立北病院保護室増築工事
	図 面 名 称	既存階段改修詳細図
(株) 共同建築設計事務所 東京都新宿区四谷三栄町4-10 TEL 03-3359-6431 1級建築士事務所 東京都知事登録第2093号 管理建築士 鈴木龍治 1級建築士登録第104144号 設計者 高橋良江 1級建築士登録第282808号	縮 尺	A1・1/20 A2・1/40
	図 面 番 号	S-019

一級建築士 第242004号 川上俊二
 構造設計一級建築士 第1815号